

令和6年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和6年12月3日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	局長補佐	細川 佳代
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第70号 令和6年度藍住町一般会計補正予算について

第4 議第71号 令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について

第5 議第72号 令和6年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について

第6 議第73号 指定管理者の指定について

令和6年藍住町議会第4回定例会会議録

12月3日

午前10時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和6年第4回藍住町議会定例会に御出席をくださいます。ありがとうございます。

ただいまから、令和6年第4回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番議員、森志郎君及び1番議員、栗島和義君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間にすると思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの15日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第3、議第70号「令和6年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第6、議第73号「指定管理者の指定について」までの4議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなるとともに、次第に寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となつてまいりました。

さて、本日、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

はじめに、物価高対策についてであります。長引く電気やガス、その他物価の高騰は、私たちの暮らしや事業活動に大きな影響を及ぼしています。このような状況の中、政府においては、先月２２日、物価高対策などを柱とする総合経済対策を閣議決定いたしました。本町といたしましては、今後の国の動向を注視し、町民の生活支援に迅速かつ積極的に取り組んでまいります。また、食料品やエネルギー価格の高騰により、学校給食にかかる原材料費、燃料費も高騰しており、現在の給食費では質の高い給食の提供を継続することが困難になりつつあります。そこで、昨年度に引き続き、物価高騰分を補う経費をこのたびの補正予算において、計上することといたしました。保護者の皆様の負担を可能な限り軽減し、これからも安心して安全な学校給食の充実に取り組んでまいります。

次に、太陽光発電設備の設置についてであります。西クリーンステーションへの設置については、先月の臨時会において契約議案を可決いただき、既に着工しており、年明け２月中旬の竣工に向けて鋭意進めております。平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、発災時の廃棄物の受入態勢の強化をより一層図ってまいります。

次に、在宅医療、介護連携の推進と障害者への支援についてであります。高齢化社会が進む中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制が必要であります。このため、板野郡医師会と板野郡５町が連携し、医療職、介護職等の協力を得ながら在宅医療と介護の両面からサポートを行うなど広域的な取組を進めております。さらに、在宅医療と介護に関わる普及啓発にも取り組んでおり、今年度は、身近な病気になりつつある認知症をテーマに進めております。去る１０月１９日には板野町文化の館さくらホールにおいて、認知症研究に取り組まれている鷺見幸彦氏を講師に招き、「認知症の人を地域で支える」と題した講演会を開催したところ、多数の参加があり、認知症に対する郡内町民の意識の高さが伺えました。また、来年２月１日には藍住町総合文化ホールにおいて、３９歳で若年性認知症と診断された丹野智文氏の半生を描いた映画「オレンジ・ランプ」の上映及び映画のモデルである丹野智文氏による講演を予定しており、認知症への理解がさらに深まり、認知症に悩む御本人や御家族への支援の一助となることを

期待しているところであります。また、障害のある方の重度化、高齢化や親亡き後に備えるとともに、緊急時の相談、受入れ等の様々な支援を切れ目なく提供し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、板野郡5町の広域で整備を進めておりました地域生活支援拠点が、いよいよ来月、開設となります。相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害のある方の権利を守り、地域全体で支える体制の構築や総合的な支援システムの充実に取り組んでまいります。

次に、グローバル人材の育成支援についてであります。令和5年度から実施しております中学生の実用英語技能検定、いわゆる英検の検定料補助金制度について、対象となる級を現在の3級以上から5級以上に拡充することといたします。5級は中学初級程度の難易度であり、中学生の皆さんにより広く英検に挑戦してもらえる機会を提供できればと考えております。グローバル化する社会において、国際共通語とされる英語の重要性は、ますます高まっています。この拡充の成果を本町の中学生海外派遣事業へとつなげ、国内外で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

最後に、藍の魅力発信と交流についてであります。先月、藍住町歴史館「藍の館」において、魅力的な染織文化を持つ日本遺産認定地域が結集した、日本遺産フェスタ in 藍のふるさと藍住を開催いたしました。このイベントは、日本遺産の魅力増進の取組として、山形県、群馬県、八王子市の日本遺産協議会と、本町が事務局を務める、藍のふるさと阿波魅力発信協議会が連携して実施した、日本の伝統工芸技術を結集した商品開発につながるものであります。開催期間中には、県内外から2,000人を超える多くの方々に本町へお越しいただき、各地の魅力ある伝統工芸品の展示等を通して、日本伝統の彩りと織りの魅力を体感していただきました。また、10月31日には、友好都市である山形県河北町から町制施行70周年を記念して、友好の翼河北町民号が来町されました。河北町の町民、総勢40名の方々が藍の館と総合文化ホールを訪問され、本町を代表する伝統文化である藍染め体験や勝瑞獅子保存会による獅子舞などを鑑賞いただき、交流を深めることができました。本町も来年、町制施行70周年の節目を迎えます。藍と紅、両町の染色文化がつないだこの御縁を大切にし、未来の発展へとつなげてまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第70号「令和6年

度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも１億１，６００万円を追加し、予算総額を１３２億３，９００万円とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。総務費では、友好都市交流事業、移住支援事業等で２，３９８万９，０００円増額。民生費では、後期高齢者医療療養給付費負担金、国庫支出金等精算返納金等で２，０４２万９，０００円増額。衛生費では、子どもはぐくみ医療扶助等で１，１９３万９，０００円増額。教育費では、東中学校体育館空調整備工事設計業務、教師用教科書購入費、学校給食調理加工費等で５，１２６万９，０００円増額するものであります。歳入の主な補正では、国庫支出金で１，５７５万９，０００円減額、県支出金で１，１０５万５，０００円増額、繰入金で１億５８３万７，０００円増額、町債で９３０万円増額を行うものであります。

議第７１号「令和６年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも５，７３１万１，０００円を追加し、予算総額を３１億６，１３２万９，０００円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳出においては、総務費を４４万４，０００円、保険給付費を５，６６６万７，０００円それぞれ増額し、歳入においては、介護保険料を１，２００万円、支払基金交付金を１６７万９，０００円、繰越金を４，８００万１，０００円それぞれ増額し、国庫支出金を３５２万円、県支出金を１３４万９，０００円それぞれ減額するものであります。

議第７２号「令和６年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」は、歳入歳出とも１，７５３万８千円を追加し、予算総額を５億１，１５３万８，０００円とするものであります。補正内容は、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金を６９７万８，０００円、予備費を１，０５６万円それぞれ増額し、歳入においては、後期高齢者医療保険料を８１１万２，０００円、繰越金を１，０５６万２，０００円それぞれ増額し、繰入金を１１３万６，０００円減額するものであります。

議第７３号「指定管理者の指定について」は、藍住町歴史館「藍の館」及びあいずみ藍工房の指定期間が満了を迎えることに伴い指定管理者を公募したところ、２者から応募があり、審査の結果、最優先交渉権者に選定された、株式会社ボンアームを管理者として適正と認め、指定管理者に指定することについて議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案理由とその概要を申し上げましたが、何とぞ十分、御審議の上、全議案について原案どおりお認めを頂きますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（米本義博君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明については、要点を分かりやすく説明してください。

午前１０時１５分小休

〔小休中に、小川理事兼総務企画課長、大地健康推進課長、橋本社会教育課長、補足説明をする〕

午前１０時３４分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査のため１２月４日から１２月１１日までの８日間、休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、１２月４日から１２月１１日までの８日間、休会することに決定しました。

なお、次回本会議は、１２月１２日午前１０時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午前１０時３５分散会

令和6年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和6年12月12日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	局長補佐	細川 佳代
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

1 番議員 栗島 和義

4 番議員 紙永 芳夫

2 番議員 新居 純一

10 番議員 小川 幸英

3 番議員 元木 春香

11 番議員 林 茂

令和6年藍住町議会第4回定例会会議録

12月12日

午前10時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは6名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まず初めに1番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 皆様おはようございます。栗島和義でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問に移らさせていただきます。

まずは、救命率の向上につながるAEDの設置状況について質問いたします。自動体外式除細動器AEDは、突然倒れた方に対しての救命処置として、非常に有効であると考えられております。心室細動という不整脈、これは心臓が細かくブルブルと震えていて血液を全身に送ることができない状態ですが、このような状態を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで心臓の状態を正常に戻す機能を持っております。使用に際しては、機器の電源を入れれば音声の流れ、使い方を順に指示してくれるので、初めての方でも簡単かつ安全にこのAEDを使い、救命活動を行うことができるようになっております。その場に居合わせた方が救急車の到着を待っているだけだと救命率は6.6パーセントですが、救急車が到着する前に胸骨圧迫、いわゆる心臓マッサージとともにAEDを使用した場

合、1か月後の生存率が50.3パーセントまで上がるとのデータがあります。また、救命1か月後の社会復帰率におきましても、胸骨圧迫とともにAEDを用いた救命処置を行った場合は、2.4倍になるとのことです。日本では、突然心停止となる方が1年間で約9.1万人に上るといわれており、心停止から命を救うためには、迅速なAEDによる救命処置が非常に有効になると思われます。私も本年8月、救命講習におきまして、胸骨圧迫、人工呼吸、AEDを用いた除細動、さらに三角巾を使った応急処置法について学ばさせていただきました。その場に居合わせれば勇気を持って傷病者の命を救う救命措置を講じることが大切であるとともに、行政としても、あらゆる場面を想定したAEDの整備が非常に重要であると強く感じました。そこで、まず伺いいたします。本町におけるAEDの設置台数及び設置施設数は、現在どのような状態になっているのでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。本町におけるAEDの設置台数などについての御質問でございますが、町で把握できるものとしたしましては、町有施設に設置しているAEDの台数となります。町有施設における設置台数につきましては、現在41台でございます。また、AEDを設置している施設につきましては、合同庁舎や総合文化ホールをはじめ、各学校など全31施設に設置いたしております。それぞれのAEDの管理につきましては、各施設管理者やリース会社で行っており、本体の耐用年数や消耗品である電極パッドの交換などについて、適切な管理に努めているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） AED、現在、町有施設に31の施設、そして、合計41台のAEDが設置されているとの御答弁でした。やはり、いざというときに、その場に居合わせた方に、ためらわず設置してあるこのAEDを速やかに救命処置を講じていただけるような取組が、傷病者の命を救うためにも非常に重要であると考えます。しかし、AEDの使用においては、2枚のAEDパッドを胸に直接貼って使用するものであり、特に女性の傷病者に対しては、救助にあたる場合、AEDの使用をためらうケースがあるというふうなお話を聞いております。そこで、伺いいたします。現在、本町におきまして、AEDの設置とともに救命処置を講じる

際のプライバシーを保護する対応策というのは取られていますでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。A E D使用時におけるプライバシー保護についての御質問でございました。まず、心停止が発生した場合、救命措置をいかに迅速に行うかが重要であり、その意味においてA E Dの使用時は、救助対象者の救命措置が最優先でございます。その一方で、議員御質問のプライバシー保護という観点から申しますと、心停止の負傷者に対して衣服などを脱がせるという抵抗感から、A E Dの使用時に男女差が生じていることも承知いたしております。そのため、特に女性に対する配慮は必要であると考えております。プライバシーに配慮したA E Dの使用方法としては、必ず衣服などを全て取り除かなくても電極パッドの装着は可能であることや、また、取り除いた衣服、あるいは自身の衣服をかぶせるなどの対応が考えられます。今後、消防署などの御意見も伺いながら、プライバシーに配慮した対応策について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 現在、本町においてA E Dにおける救命処置を講じる際のプライバシー、これについては配慮を検討していただくということの御答弁でしたが、先ほど申しましたとおり、心停止から命を救うためには、迅速なA E Dによる救命処置が非常に重要となります。ですが、全国的に女性の傷病者に対する使用をためらう傾向があると伺います。そうした中、近年は、A E Dボックスや収納ケース内へプライバシー保護に役立つ三角巾の配備が普及をしております。これは、2枚のA E Dパッドを胸に直接貼り、その上から三角巾を広げて体にかぶせることにより、傷病者のプライバシーを保護するものです。さらに、三角巾が身近にあれば、心肺蘇生時以外にも、止血や骨折の際の補助具など災害時も含め、様々な用途として使用できるわけです。そこで、本町におきましても、傷病者の命を救うため、A E Dにおける救命処置を講じる際のプライバシーに配慮し、その場に居合わせた方がためらわず、より迅速な救命活動が行えるよう、また、災害時などに負傷者の応急手当としても使用することのできる三角巾及びその使用方法が記載されたリー

フレットなどをAEDのケース内へ配備すべきだと考えますが、いかがでしょうか。
御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。AED使用時におけるプライバシーの配慮については先ほど御答弁いたしました。その対応策のひとつとして、議員御提案のAEDの附属品として三角巾を備え付けることは有効であると考えております。三角巾を備え付けることで、AEDの電極パッドを装着した後、体に三角巾をかぶせることができ、特に女性に配慮した対応が可能になると考えます。さらに、三角巾は本来の目的である止血や患部を固定するなど応急手当にも活用できます。一方で、三角巾を使用するためには、結び方や固定方法など一定程度の知識や技能が必要とされるため、その周知方法についても検討する必要があります。そのため、本町のAEDにおける三角巾の配備につきましては、その使用方法を含めて先進地の例などを参考に検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。プライバシーを保護する対応策として、また、応急手当のためにも使用できるこの三角巾をAEDのケース内に配備することについて有効であり検討していただけるとの御答弁でした。そこで、さらなる配慮として、先ほど申しました三角巾をこの色つきのものにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。AED、本町のAEDにおける三角巾の配備については先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、その際には、議員御提案の色つきの三角巾についても視野に入れ検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） いざ救命処置の現場に立ち会った際、心停止から命を

救うためには、迅速なAEDの確保がこれも大変重要であります。そのためには、誰もがすぐにAEDがどこにあるのかを確認できなければなりません。実際、心室細動を起こすと、1分経過するごとに約10パーセント助かる確率が減っていくといわれており、いざというときに、その場に居合わせた方がスマートフォンなどを使い、現在地の近くにある具体的なAEDの設置場所がすぐに分かれば、救命率は格段に上がるのではないかと考えます。そこで、本町のホームページや公式ラインなど活用し、詳しいAEDの設置場所を誰もがすぐに確認できるシステムの構築が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。迅速な対応が求められる救命処置を行う際、AEDが近くにあるのか、そして、どこにあるのかを素早く確認するためにAEDの設置場所を誰もが簡単に確認できるシステムは非常に有効であると考えております。一方で、その前提となるAED設置場所の把握につきましては民間の施設などもございますので、町だけでは困難であると考えております。そのため、他の自治体などでは、ホームページから関係団体などが構築しているAEDの設置場所が確認できるシステムを閲覧できるようにするなどの事例がございます。今後、他の自治体の取組事例を参考に、町民の皆さんがAED設置場所を素早く確認できる方法を検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） AEDの設置状況をはじめ、あらゆる場面を想定し緊急時に適切な対応が取れるよう、常日頃からの準備と配慮をさらに充実させていきたいと申し添えて、次の質問に移ります。

情報のバリアフリー化に向けた取組について御質問いたします。全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年の5月に施行されました。ところが、現在においても、視覚障害のある方にとっては情報の取得や利用に多くの苦労があると聞いております。事実、内閣府のホームページにも以下のように記載されております。視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではな

く多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報、いわゆる音声コードに変換して活字文書読上装置を使って音声化する方法がありますと。実際に視覚障害の手帳を持っている方のうち、点字が読める方は僅か1割。他の疾病や高齢化などで文字を読みづらい方は160万人との報告もあります。そこで、伺いたいします。現在、本町において、視覚障害のある方や文字を読みづらい方への情報の取得、利用に対してどのように取り組んでいるのでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。現在、町では藍住町社会福祉協議会に委託し、広報あいずみと議会だよりの記事を音声データに収録したCDを作成し、視覚障害のある方へ送付する、声の広報事業を実施しております。具体的に申し上げますと、音訳ボランティア、あいの声の皆さんの御協力により、広報あいずみと議会だよりの記事の音声を録音し、その音声データをCDに収録したものを視覚障害のある方へ無料で郵送する貸出しを行っており、貸出期間は20日以内となっております。また、どなたでも御利用いただけるよう社会福祉協議会のホームページにも音声データを掲載しており、データをクリックするとそのまま聞くことができ、また、音声データをダウンロードすることも可能となっております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 私も先日、視覚障害のある方のスポーツへの参加と、それを共にサポートする方たちの集まりに参加させていただく機会がありました。呼ばれた皆様から様々なお話を聞かせていただきましたし、私自身もその場において疑似体験をさせていただく中で、日常におきましても本当に多くの苦労があることを改めて実感いたしました。これからの時代、あらゆる方に寄り添った支援の拡充について、私たちは想像力をもっと働かせ、誰一人、取り残さない社会の構築に努めなければなりません。先ほど申しました音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードで、この中に文字情報を記録することができる仕組みです。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒

体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障害のある方や文字を読みづらい方などは、そこを指で触れれば音声コードのある場所が分かるわけです。例えば、代表的な例として、選挙の投票所入場券や水道料金のお知らせなどに、現在はこの音声コードは付いておりません。このために、これが何の書類なのか分からないために誤って捨ててしまうことだってあるわけです。そこで、せめて本町から町民の皆様へ送付される公的な通知文書や広報などの印刷物、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須であると考えます。全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、本町から町民の皆様へ送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。音声コードは、議員の御説明にもありましたように、印刷物に掲載された文字情報を二次元コードに変換をしたもので、専用の読み上げ装置やスマートフォンなどのアプリを使用することで印刷物の内容を音声で聞くことができ、視覚障害のある方の情報へのアクセシビリティが向上するツールのひとつであると認識をしております。県内では、県や一部の自治体で活用されているようですが、まだまだ普及が進んでいない状況でございます。町では、声の広報事業のほか、町ホームページの音声読み上げ機能や、背景色や文字サイズを変更できる機能を備え、誰もが利用しやすい情報発信に努めておりますが、令和4年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、その向上への取組をさらに進めていく必要があると考えます。音声コードにつきましては、先進の自治体の取組などを情報収集するとともに、有効な活用方法や普及促進について調査をしてまいりたいと考えております。障害のある方もない方も暮らしやすい社会の実現に向け、それぞれの障害特性に応じた合理的配慮の提供や環境整備に努め、今後もアクセシビリティの向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 今後も音声コードをはじめ、あらゆる方に寄り添った

支援の拡充をしっかりと進めていただきたいと申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

フューチャー・デザインの積極的な活用について質問いたします。今後ますます少子高齢化や人口減少が進む中、行政サービス、産業や農業、子育てや介護など持続可能な未来への多種多様な課題に対応するために、現在の延長ではなく、根本的かつ独創的な施策の展開が必要であると考えます。そこで、持続可能な社会を実現するための政策決定のひとつの手法として、このフューチャー・デザインが注目されています。このフューチャー・デザインとは、政策形成にあたり、現代に生きる人々のみならず、まだ生まれていない将来に生きる人々をも利害関係者として捉え、仮想将来世代と現代世代の双方の視点を持って考えることで解決方法を見いだすというものです。従来のように現在の視点からの評価だけでは、既存計画や政策が未来に及ぼす影響を適切に評価できないかもしれません。また、現在の視点の延長では、方針転換を要するような本質的な課題や改善案の提起も容易ではないと考えます。しかし、このフューチャー・デザイン手法を活用することにより、近視眼的な判断や意思決定ではなく、現世代と将来世代の双方の利益を考慮した意思決定を促し、具体的かつ創造的な将来像を示すことができると考えます。一方、その将来像から逆算し、現時点からの必要な行動や戦力を考える手法がバックキャストであり、この手法を活用することで、現時点からの将来に向けての具体的な行動計画を立てることができます。このように、フューチャー・デザイン手法により将来の目標やビジョンへの関係者間の合意を形成した上で、その将来像から逆算して現時点からの必要な行動や戦略を考えるバックキャストで、持続可能なまちづくりに向け、具体的かつ効果的な行動計画を策定することは大変に有意義であると考えますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。フューチャー・デザインの活用についての御質問でございますが、本町では現在、次期藍住町総合計画の策定を進めているところでございます。この総合計画は、本町行政運営の総合的な指針となる最上位計画であり、町の将来像とその実現に向けた基本的な施策の方向性を示すものであることから、町全体が一体となって実効性かつ実現性のある計画となるよう策定する必要がございます。そのため、総合計画の策定にあたっては、

町民参加型のワークショップを開催し、その結果を計画に反映し、町民との共通理解のもと、持続可能なまちづくりに向けた計画となるよう考えているところでございます。そのワークショップの実施にあたっては、その手法のひとつとして、議員が御提案されたフューチャー・デザインを活用することが考えられます。つまり、現在から将来を想像するのではなく、将来の視点から現在を振り返る。いわば、未来にタイムスリップをして現在を見つめ直すという考え方は、長期的な視点を持って検討していく必要がある総合計画の策定には、有効な手段であると考えております。一方で、本手法は2015年ごろに提唱された方法論と承知しており、比較的新しい手法であることから、専門性のあるファシリテーターの確保や本手法により得られた成果の正確性や有効性の検証などの課題も挙げられます。そのため、フューチャー・デザインの導入については、今後の検討課題として他の自治体での先進事例等を調査研究してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） このフューチャー・デザイン手法ですが、政策立案に取り入れるための組織の整備について、町の将来ビジョンづくりに住民参加の仕組みを取り入れている岩手県の矢巾町では、自治体として初めてフューチャー・デザインの手法を取り入れ、行政課題について6回にわたる住民討論のワークショップを行いました。町民が現世代と仮想将来世代グループに分かれ課題を検討した結果、仮想将来世代グループからは、地域の様々な資源や町の長所を有効に活用することで新たな地域の創造につながる様々な提案が出され、矢巾町の持続可能な未来をつくるために、現在の延長ではなく、根本的かつ創造的な施策を提案する傾向が見られたとのことでした。最終的に、合意形成セッションにおいては、現世代グループが仮想将来世代グループの提起するアイディアに理解を示し、もともと仮想将来世代グループが提案した施策が半数以上取り入れられる結果となったとのことでした。このように、フューチャー・デザイン手法を導入することで、参加者の将来のリスクへの認知や将来の地域の目標に対する意識の共有が図られると同時に、現行計画の評価や改善への視点も磨かれています。この結果を受けて、矢巾町ではフューチャー・デザイン手法を行政活動や政策立案に取り入れるための機構として町役場に未来戦略室を設置し、2023年には未来戦略課へと格上げされました。そこで、本町におきましても、このように、まちぐるみでフューチャー・デザイン手法を政

策立案に取り入れるための組織を整備し、様々な行政課題の行き詰まりの打開を目指すことも大変に重要だと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。フューチャー・デザインの関係における組織整備についての御質問でございますが、防災や福祉をはじめ、教育、環境、財政といった行政全般において将来の視点に立つという発想のもと、施策の意思決定の過程でフューチャー・デザインを取り入れることは、有効な手段であると考えております。一方で、先ほど御答弁申し上げましたとおり、課題もございます。そのため、他の自治体での先進事例などを調査研究し、フューチャー・デザインの手法や得られる効果を役場組織全体で共有し、職員へフューチャー・デザインの考え方を浸透させていくことがまずは必要であると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） フューチャー・デザインにつきましても、今後、調査研究をしていただき、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の構築へ向けた様々な施策をしっかりと推し進めていただきたいと申し添え、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は10時45分からです。

午前10時37分小休

午前10時44分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、4番議員、紙永芳夫君の一般質問を許可します。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●4番議員（紙永芳夫君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

まず、藍住町自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業について質問いたします。高齢などの理由により身体機能が低下したと自覚された方や、運転免許が不要になった方への運転免許証の返納が進められております。そのことにより、自動車に代

わる移動手段として自転車を選択される高齢者が増加するのではとの想定がなされております。また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日より自転車を利用する全ての人に対してヘルメット着用の努力義務が課せられました。そこで、令和5年6月議会において、自転車を利用する高齢者へのヘルメットの着用促進に係る対策について質問をさせていただきました。同年7月より県下で初めて、他の自治体に先駆け、自転車ヘルメット購入補助事業に取り組んでいただきました。事業開始から1年余りが経過しますが、申請状況についてお尋ねをいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業の実施状況につきまして答弁をさせていただきます。昨年4月の道路交通法改正直後の6月定例議会にて、紙永議員から、自転車用ヘルメット着用の促進について御質問を頂きました。そして、翌7月から藍住町自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業を開始いたしました。この制度は、1人に1個かつ1回限りです。補助金額は対象ヘルメット購入費の2分の1以内、上限3,000円まで、100円未満切り捨てた金額としております。令和5年度の実績は、65歳以上314名、高校生31名、合計345名。また、本年度も引き続き実施しておりますが、11月末現在まで65歳以上41名、高校生7名、合計48名。2年度合わせまして、合計393名の方に交付しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●4番議員（紙永芳夫君） 次に、ヘルメット着用促進についての施策について質問いたします。このヘルメット着用については、何よりも一番は本人の自覚と思います。特に16歳から18歳の高校生のヘルメット着用率は低いと思います。徳島県警より今年7月、県内2番目となる自転車ヘルメット着用推進モデルタウンに指定されております。少しでもヘルメットを着用される方が増えることを期待しておりますが、着用率向上へ向け、何か有効な施策を考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、ヘルメット着用の促進につきまして答

弁させていただきます。改正道路交通法が昨年４月に施行され、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。それから１年が経過した本年７月に全国の警察が実施しました自転車利用者のヘルメット着用率の調査では、全国平均の１７パーセントに対し、徳島県は１８．２パーセントと若干上回りましたが、愛媛県が最高着用率６９．３パーセントとの結果からも、対策が必要な状況でございます。本町では、昨年度から藍住町自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業を実施していますが、その利用者数から見ましても、議員御指摘のように、高校生世代の着用率が低迷していることを認識しているところでございます。このような中、昨年７月２３日には徳島県警察本部から本町が自転車用ヘルメット着用推進モデルタウンに指定され、藍住中学校、藍住東中学校の生徒の皆さんが、ヘルメット着用推進啓発活動として街頭キャンペーンを実施いたしました。９月２８日には、ゆめタウン徳島において四国大学書道部書道文学科の学生による書道パフォーマンスが行われるなど、交通ルール遵守の呼びかけや自転車用ヘルメット着用推進キャンペーンを実施しました。また、広報あいずみや町ホームページ、エーアイテレビなどでヘルメット着用の必要性や補助金制度について繰り返し周知するとともに、啓発活動を継続しているところでございます。徳島板野警察署、板野交通安全協会藍住分会、藍住町交通安全母の会など関係機関と連携し、今後も着用率向上に努めてまいりたいと思っております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●４番議員（紙永芳夫君） それでは、次に、防災について御質問をいたします。石川県能登地方では今年１月１日、最大震度７を記録した地震に加え、９か月後、記録的な大雨による豪雨被害が発生しました。そして、現在も多くの方が大きな試験に直面されております。また、８月には、気象庁から史上初めてとなる南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されました。今後３０年以内に７０から８０パーセントの確率で発生するといわれております南海トラフ地震ですが、明日起きるかもしれないとの再認識する出来事となりました。本町は吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯で、大雨による洪水のほか、南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯の地震で家屋の倒壊などの大きな被害が想定されております。当然のことですが、自然災害が発生しないようにすることはできません。災害を理解し被害を予想し対策をとることによって、被害を軽減する取組が重要であります。そこで、本町

職員の防災士資格取得の促進への取組を進めてはと考える。防災士はNPO法人日本防災士機構による民間の資格ですが、防災と減災に関する知識と意識とを身につけた地域防災力の担い手として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されております。11月29日の徳島新聞に、県地域防災推進員養成研修短期講座についての記事が掲載されておりました。2日間で、地震、津波への備え、災害医療や心のケア、避難場所設置と運営協力など防災に関する講義、演習に取り組み、最後に防災士の資格を受けるというものです。災害時には、自助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで早期の復旧、復興につながります。町内の避難場所などに防災士の資格を持った職員を配置していただければ、住民にとっても大変心強く、自助、共助の底上げにもつながると考えます。

また、避難場所には、赤ちゃんからお年寄りまで、そして男性女性が一緒になりますので、男女双方の視点を十分、配慮することが必要であるのに、得てして男性の立場での判断で多くのことが進められ、いろいろと支障が生じてきたことも報道されております。本町の防災対策に女性の視点が十分に反映されたものになるよう、女性職員も数多く取得できるよう考えてみてはどうでしょうか。町理事者にお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。紙永議員から、町職員の防災士資格取得について御質問を頂いております。まず、防災士とは、自助、共助、協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した方のこととございます。本年11月末時点において全国で約30万2,000名、県内に約6,700名、町内には194名の方が取得していらっしゃいます。本町におきましては、町民の皆様の防災士資格取得を後押しするため資格取得に係る費用の補助制度を設けており、取得を推進しているところでございます。さらに、町職員の資格取得につきましても、本町の防災力を高めるために重要な取組であると認識しております。防災士は、平常時、災害時を問わず、地域住民への防災情報の提供や、避難所の運営など多岐にわたる役割を担う防災の専門家として活躍が期待されており、町職員が資格を取得することは、地域の安全安心を確保する上で欠かせない要素であると考えております。そこで、全職員の資格取

得を目指し、本年度から計画的に進めております。本年度は5名の職員が取得し、これまでに取得した職員を含めて現在は8名の職員が取得しており、そのうち女性職員は1名でございます。議員御指摘の女性職員の資格取得につきましては、より多様な視点を防災活動に反映させるためにも必要不可欠であり、女性職員が防災士として活躍することは、地域の防災力を向上させるだけでなく、女性の視点を取り入れた多様な防災対策を実施するためにも重要と考えております。今後は、町職員全体の防災士資格取得を推進するとともに、特に女性職員がその役割を果たせるような環境づくりに努めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●4番議員（紙永芳夫君） それでは、最後に、妊婦歯科検診についてお伺いをいたします。女性が妊娠すると、ホルモンバランスの変化や、つわりによる歯磨き不足等が原因で、妊娠性歯肉炎など口腔衛生環境が悪化しやすくなるといわれています。中でも、歯周病の悪化は、早産や低体重児出産のリスクが、たばこやアルコール、高齢者出産などよりもはるかに高いリスクになるといわれており、また、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群などの合併症、さらには精神面にも影響をもたらすといわれており、こうしたリスクを回避するためには、妊婦歯科検診は大変重要であると認識しております。そんな中、各市町村においては妊婦健診が実施されておりますが、産婦人科医による検診が中心となっており、徳島県内では歯科検診を行っている市町村は少ないと聞いておりますが、本町でも導入されておられません。国も口腔ケアの重要性は認識しており、骨太方針では生涯を通じた歯科検診の基本的な検討を進めることとしていますし、徳島県議会でも昨年度、国民皆歯科健診の実現を求める意見書を提出されています。妊婦の歯科検診を進めることにより、良好な口腔環境が出産リスクの減少にもつながり、少子化対策の一助にもなると考えられていることから、この取組を広げる必要があると思います。そこで、お尋ねをいたします。今後、妊婦の口腔ケアを促進するため、本町でも妊婦歯科検診の取組を加速させるべきだと思いますが、町理事者にお伺いをいたします。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいまの紙永議員の御質問について答弁をさせていただきます。妊娠中は、女性ホルモンの急激な増加やつわりによる口腔ケアの不足から

歯周病菌の増殖や歯肉炎が発生しやすく、歯周病の炎症物質により、早産や低出生体重児といったリスクの上昇につながるとの報告もあります。妊婦の健康と生まれてくる子供の健全な発育や発達にも関わるため、議員のお話のとおり、妊婦歯科検診は大変重要であります。そこで、定期的に歯科検診を受けることを推進し、セルフケアにもつなげるため、町として、令和7年度から新たに妊婦を対象とした歯科検診を実施する予定で準備を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●4番議員（紙永芳夫君） 以上、質問させていただきました。早急に行なえることを期待して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は11時10分からです。

午前11時4分小休

午前11時10分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、2番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。早いもので、今回で4回目の一般質問に登壇させていただきます。今年は夏の異常な暑さが長く続き、やっと終わったと思った途端、寒さが増してきた感じがいたしますが、議場においては、私の質問には温かな風に乗せて答弁を理事者の皆さんよろしくお願い申し上げます。

まずは、各種選挙時の投票所についてお尋ねいたします。現在、本町の投票所は行政区ごとに決められていることから、自宅近くに歩いて行ける投票所があるのにもかかわらず、その投票所を通り越し、より遠くの投票所へ車に乗って投票をしに行っている町民の方がいると聞きます。ところで、全国では、運転免許証を返納された方のうち、75歳未満で返納された方が46パーセントと聞いております。今後、本町でも高齢者の方の運転免許証返納が多くなってくると考えられます。ということは、これまで家から遠くの投票所へ車で行っていた方は、近くの投票所を通り越し、より遠くの投票所へ歩いて行かなくてはなりません。先日の衆議院選挙の投票率は48パーセント、今年2月に行われた藍住町議会選挙では40パーセント、

天候は曇りがあったと記憶しております。もし、天候が曇りではなく雨とか雪であれば、有権者の足が遠のき、投票率がさらに悪くなっていたのではないのでしょうか。そこで、私は、町民の皆さんに貴重な1票を行使していただくためにも、投票所を行政区ごとではなく自宅近くの投票所へ変更していただけるよう要望いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 山瀬住民課長。

〔住民課長 山瀬佳美君登壇〕

◎住民課長（山瀬佳美君） それでは、新居議員の選挙時の投票所についての質問に答弁させていただきます。選挙は、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会であり、有権者の皆様にとって、投票しやすい環境整備が重要であると考えております。御質問のありました選挙における投票所ですが、藍住町は、行政区分をもとに9つの投票区に分け、投票所を開設し、選挙人に投票していただいております。投票区につきましては、自宅から投票所まで3キロ以上ある場合、分割等、積極的な措置が求められると国から通知されておりますが、距離の要件につきましては、全ての投票所で満たしていると考えております。しかしながら、議員の御質問にもありましたとおり、投票区の境界の一部の選挙人につきましては、最寄りの投票所より遠方の投票所に行かざるを得ない状況にあることは承知しております。投票区の再編につきましては、中長期的な視野で各地域の有権者数の推移等を考慮し行うべきと考えており、変更の際には混乱が生じることも想定されることから、十分な調査に基づいた検討が必要であると考えております。

なお、行政区分につきましては、一定戸数以上で自治会を結成するなど要件を満たした場合に新設が可能となっておりますので、投票区の境界部分に新たな行政区分が設定された場合には、投票区を変更することも可能と考えます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問いたします。先ほどの答えの中で一定数の戸数ということをお答えいただきましたけども、具体的には何戸ぐらいの戸数が必要なんだろうと思います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。御質問の一定戸数以上についてでございますが、まず、行政区分の新設の要件がございまして、行政区分の新設統合に関する要綱に規定されているところでございます。それを申し上げますと、新設しようとする区域内の既存戸数が20戸以上であること。2つ目といたしまして、新設しようとする区域内の既存戸数が15戸以上で、なおかつ5戸以上の造成地があることなどの要件がございまして、以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。では、先ほどの話では20戸以上あれば、行政区分の中で変更できるということでしょうか。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

●2番議員（新居純一君） はい。

○議長（米本義博君） それは再々問ですか。

●2番議員（新居純一君） あ、すいません。いえ。その次、質問へいきます。すいません。はい。申し訳ございません。次の、ほな、質問に行きます。

教育については、まず最初は、学校の学区制についてお尋ねいたします。私は、2002年8月に大阪府より本町に転居してまいりました。そのとき私には、11歳の娘と8歳になる息子がいました。私が本町をついの住みかとして選んだ理由は2つあります。それは、JR高徳線沿いと徳島市内の普通科高校、徳島北高校へ子供たちを通わせたかったからです。本町へ転居してくる方も少なからず、私のように考える方もいるのではないのでしょうか。先日、徳島新聞記事に、徳島北高校全県一区校に、学区制見直しを現在の中2生から行うべきだとありました。ということは、本町中学校から徳島北高校へ行けていた多くの子供たちが、ひょっとしたら、行けなくなり遠くの高校へ行かなくてはならないことになります。この記事が確定的でないことは十分に認識していますが早々このような事態になるかもしれません。このことをどのように考えているのか、また、どのような対策を検討しているのかをお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの新居議員の学区制の御質問について答弁させて

いただきます。議員の御質問にもありました、11月1日の徳島新聞の記事の見出し、徳島北高を全県一区校に、については、町教育委員会としても、これが実施されれば本町に重大な影響があると考えます。徳島北高校については、その創立以来、長きにわたり、本町町民にとっては、中学卒業後の最も身近な進学先となっております。全県一区校の指定がなされたならば、受験競争の激化、また、志望校変更に伴う通学時間、経済的負担の増加などが生ずるおそれがございます。徳島県教育委員会の担当課に問い合わせましたところ、北高全県一区というのは県教委が示した多くの案の中のひとつであり、決定されたものではなくないとのことでした。ただ、学区制については住民の皆様の関心も高く、今回のような報道がありますと町内の生徒や保護者の方に大きな不安を与えることになっているため、たとえひとつの試案であっても慎重に提示を行うべきではないかと申し上げました。県民の間で徳島北高を全県一区という試案があたかも決定事項であるかのような捉え方をされるおそれのあることについては、次回の会議で、あくまで試案のひとつであることの確認をしてほしいと伝えてあります。また、加えて、今回の有識者会議には、本町関係者が参加しておりません。徳島北高の生徒の出身は、市町村別では藍住町は非常に割合の高い町であると思われることから、今後、学区制の検討において北高を全県一区の話題が出るのであれば、影響を最も受けると考えられる本町の意見を聞くべきであるとも伝えてあります。また、学区制の変更を現在の中2生から行うべきだという意見も記事の中にはございましたけれども、これについては、担当者から、生徒の負担になるような急激な変更は考えていないという返答を頂きました。北高の全県一区という問題は北高志望の生徒だけの問題ではなくて、他の高校を志望する生徒にも影響が次々と及ぶ問題でもあります。これまでも、県教委の聞き取りに対しては、他県に比べて私立高校が少なく、交通機関の脆弱な本県の特徴を十分考慮し、生徒保護者に通学時間や経済的な負担をかけることにならないよう要望してまいりました。先日、12月6日の新聞記事では、今月27日に開かれる第5回会議で流入率の段階的引き上げや全県一区校の設定について議論を深めるとの報道がありましたので、町教育委員会といたしましては、今後の流れを注視しつつ、状況に応じてさらに要望を行ってまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

● 2 番議員（新居純一君） 再問します。これも、先日の県内公立高校への志望希望調査の発表がありました。その中で、徳島北高校普通科学区外は 25 人オーバー、もう少し近くの城北高校普通科学区外は 23 人オーバーとなります。先ほども、えっと、教育長の方から、まだ確定的ではないという話がありましたけども、段階的にもし確定になったとしたら 48 人が、ひょっとしたら押し寄せる可能性もあります。また、もうひとつ、流入率のアップというお話もありました。今現在、徳島北高校は定員の 12 パーセントと聞いております。もしそれが、倍とは言いませんけど、24 パーセントまでアップしてしまうと、これまたその倍の 26 人ですか、がオーバーしてきて、この学区外の 25 人オーバーとちょうど重なります。その点につきましても、先ほどもお尋ねしたんですけども、今後このようなことになるようなことになってはいけないので、対策等を、もしよかったらお考えをありましたら示してもらえませんか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの再問にお答えいたします。ひとつには、先ほどの高校の志望者数、これも非常に気になるところではございますけれども、もしも北高について全県一区とかいうふうな案を進めるにあたりましては、県教委には、その影響について詳細な検証をなすべきであること、それを申し伝えたいと。先日も少し県教委にもお話したんですけども、現在の学区外からどのぐらいの流入がある見込みであり、そして、現在の学区内の市町からどれだけの生徒が違う学校に行くことになるか。また、さらに次々と余波を受けて希望しない遠距離の学校に行くことになるかということについても検証してほしいというふうに申し上げてあります。そして、結果として、学習に現在あまり興味を持てていない生徒や学力が現在芳しくない生徒が遠距離の高校に行くことになった場合、進学を諦めたり中途退学をすることにもなりかねません。先ほども申し上げたように、これは北高志望の生徒だけの問題ではございません。もしも、先ほど議員のおっしゃったような全県一区もしくは流入率のアップということの話が出てまいりましたら、その場合には、希望者、学区外からの希望者が増えることを想定して、従来の学区内の生徒がこれまでの制度の中で合格できるような程度の、これまで必要とされたような程度の学力で北高に通うことができるように、そういう人気校である徳島北高の定員を増やすべきであるというふうに要望してまいりたいというふうに思っております。また

一方で、学区制の制度が様々に変わりましても、基本的には、町教育委員会としては、子供たちにしっかりした学力をつけていきたいと。で、いかなる場合が生じた場合でも、それに柔軟に対応できるように、学校に、子供たちの学力をつけていくこと。それについては、既に教育管理職連絡協議会において、各校長に指示しております。これは単に中学校の問題だけではなくて、小学校段階から、ひいては幼稚園の段階から取組が必要であるということも伝えて、今後、全町的に学力向上の必要性のフェーズがひとつ段階上がっておりますので、それに対応した対応をしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。教育長の力強いお言葉。こういうことがあったとしても、学力アップさえすれば何ら問題はないかと思いますので、くれぐれもその点に関しては、よろしく願いを申し上げます。

次に、コミュニティ・スクールについてお尋ねいたします。本町では、令和4年度より全ての小中学校でコミュニティ・スクールが導入されていると聞いています。しかし、各校のホームページを閲覧すると、藍住南小学校、藍住東中学校で令和4年度に2回学校運営協議会が開催され、活動していることが分かります。しかし、それ以降の活動記録が見当たりません。藍住中学校、藍住北小学校、藍住西小学校、藍住東小学校の4校に至っては、活動状況が全く不明です。本当に活動しているのかも分かりません。本町でも最近は人口が減っています。人口減は地域が寂れていく要因のひとつです。コミュニティ・スクールは学校に制約を加えるのではなく、学校の応援団だと私は思っております。また、学校を核として子供の育成に地域住民を絡ませ、地域をどのようにすれば創生できるのかをみんなで考える手だてになると私は思っています。そこで、コミュニティ・スクールについての認識、本町の現状、今後についてお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。コミュニティ・スクールとは、保護者の方だけでなく、地域の方、学識経験者、教職員からなる学校運営協議会を設置する学校のことでございます。コミュニティ・スクールは、学校長のリーダーシップのもと、学校と地域がパートナーとして連携、協働するための仕組み

であり、コミュニティ・スクールに指定された学校は、地域に開かれた学校から、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域の方と共有し、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校へ転換していきます。本年では、令和5年度に幼稚園を含む全ての町立学校がコミュニティ・スクールとなりました。各学校では、年2回から3回の協議会を開催し、委員の方から学校運営に関して意見や助言を頂いております。また、活動としましては、コミュニティ・スクール設置以前から、各学校において学校支援活動などにより保護者の方や地域住民の方に様々な支援を頂いております。例えば、学校周りの清掃や登校時の立哨、教室のガラスに飛散防止フィルムを貼るお手伝い、読み聞かせ、阿波踊りの指導、藍染め体験、ニンジンの収穫体験などがこれにあたります。本町のコミュニティ・スクールは、まだまだ始まったばかりではありますが、学校、家庭、地域が何をを目指すのかという目標やビジョンを明確にし、共有することで、何に取り組む必要があるのかが見えてきます。そうすることで、学校ごとの支援活動を効果的に実施することができると考えております。これまで培ってきた地域との関わりとコミュニティ・スクールを一体的に発展させるために、学校ごとの特色ある取組を進めてまいります。議員御指摘いただきましたホームページの公開につきましても、2校のみでございます。コミュニティ・スクールの活動を保護者や地域住民、また、地元の企業の方に広くお知らせし、地域とともにある学校を目指すためには、広報活動は、やはり重要であると考えます。藍住町のこちらにつきましては、コミュニティ・スクールの広報活動を積極的にするように、先日、各学校長にお願いしております。以上、答弁させていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。先ほど公開をしてないということで私は述べさせてもらいましたが、御存じかと思えますけども、教育委員会規則第2号15条において、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければなりませんときっちり明記してあります。こういうことをきっちり守ってもらわなければ、なおざりでは困ると思います。先般、教科書問題でもありました。条例違反の。それも踏まえて、今回これ、こういう2回目になりますので、こういう面も踏まえて、コンプライアンス重視でしっかり御指導のほど、よろしく願いしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの御指摘のとおり、ただいま御指摘いただいたとおり、さらに広報していく必要があるとは認識しております。先日の、先日、町内の教育管理職連絡協議会におきましても、全管理職にその旨、伝えてありますので、今後はホームページ等で広報して、またさらに地域の連携を進めていけるものと思っております。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再々問します。ありがとうございます。今後はこういうことがないように、よろしく願いいたします。あともう1点、あるところの自治体のコミュニティ・スクールでは、これまで学校運営協議会において、学校側として校長先生だけが参加していたというのを聞きますけども、そのほかの地域では、一般教職員も参加して、加わって運営協議会を構築していると聞きましたけども、本町ではどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 新居議員の再々問にお答えいたします。本町では、学校運営協議会の構成員といたしまして、学校長だけではなくて、事務局としましては、それぞれの教頭先生ですとか校務主任、あと人権教育の主事ですとか様々な教職員も構成メンバーとして協議会の運営とかに関わっていただいております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。次は、地域部活についてお尋ねいたします。本町でも少子化が進み、あるスポーツ種目では、各中学校単独では試合に臨めないのが、合同チームを組んでいると聞きます。令和5年第3回定例会で、紙永議員の質問で、藤原教育次長は、「学校部活動における地域連携や地域スポーツ活動への移行に向けた環境整備を行いたい」との答弁がありました。環境整備が進んでいるのか、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。学校部活動の地域連携における現在の状況について説明いたします。まず、令和6年度から、藍住中学校の柔道部と剣道部、藍住東中学校の剣道部において、それぞれ1名、計3名の部活動指導員を任用いたしました。3名の指導員の方につきましては、休日だけでなく、平日の指導も行っていております。部活動顧問の指導時間もおおむね減少しており、教師の部活動への関与について一定の業務改善が図られたと考えております。また、令和7年度も部活動指導員を増員する予定としております。なお、指導員の配置に係る経費につきましては、徳島県の部活動指導員配置促進事業に係る補助金を活用しております。次に、合同部活動の導入につきましては、今年度、藍住中学校と藍住東中学校のサッカー部において、合同部活動として活動を行っております。中学3年生が引退した後に部員数が減少したことから、合同チームを結成することとなりました。10月の新人戦には、このチームで参加しております。本町としましては、地域の実情に応じた学校部活動の地域連携を図りながら体制整備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。ある自治体では、中学生が減少して少子化が進行する中、中学校の教職員も減少するなど持続可能性という面で厳しさを増していることから、学校部活動から一般社団法人を設けてスポーツ部のみならず文化部も併せた新たな地域クラブ活動への移行を考えていますということです。ちなみに、本町に置き換えてみますと、一般社団法人藍住町文化スポーツ振興財団というものを設けて、近い将来に備えるのもひとつではないでしょうか。もしよろしければ、見解をお尋ねします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 新居議員の再問にお答えいたします。学校部活動の維持が困難となる前に学校と地域との連携、協働により、生徒のスポーツ、文化芸術の場として地域クラブ活動を整備する必要がある、やはりあると考えております。この地域移行と以前はいわれておりましたが、先日のスポーツ庁、文化庁の地域スポーツ文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議では、地域移行を名称の変更を検

討しておりまして、地域展開という呼び名に変える予定であると聞いております。こちらは、地域に存在する人的、物的資源を活用しながら地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくという意図を込めて、以前の地域移行から地域展開という名称に変更するとされておりました。本町につきましても、この地域展開につきましては、地域クラブ活動の運営主体ですとか実施主体の体制整備、指導者の確保などの解決に向けて多くの課題があります。これらの課題解決に向けて、地域展開などを進めている地方公共団体の実践例などを踏まえ、本町の実情に応じた段階的な体制整備を進めていく必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再々問します。えっと、先般ちょっとニュースで見たんですけども、公立小中学校の先生の、この地域クラブへの移行に関して関与、関与度ですかね、土日に関係関与するのは、半分近くの方がノーと。で、1割の方は先生は積極的に参加していきたいという情報がありました。ですから、先生たちの負担軽減のするためにも、もしできることならやっぱり地域移行というのも考えていただいたほうがいいかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君起立〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 新居議員さんの再々問についてお答えいたします。先ほど次長が述べた再問の回答によく似ている形にはなりますが、国では、部活動の地域移行について、令和5年度から改革推進期間としてスタートをしており、実証事業等を通じて取組が行われ、本町でも地域連携が進められてきました。国は、実証事業等による課題を通じて、地域の実情等に応じた継続的かつ円滑に取組を進められるよう、今後、改革実行機関として地域展開への話があります。国の動向に注意させていただき、藍住町の部活動の地域展開について今後も検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。最後の質問になります。健康優良シニア認定表彰制度の創設について提案があります。高齢者の健康増進につ

いては、高齢者の皆さんが心身ともに安心し、健康で生き生き暮らせていけるよう、楽しい体力づくりや筋力アップに取り組むことができる様々な事業を町長が継続的に支援していることを私は承知しております。そこで、高齢者の皆さんが楽しい体力づくりや筋力アップに取り組んで健康であられることを健康優良シニアと認定し、表彰する制度を創設してはいかがでしょうか。概要は、表彰は敬老の日に行い、健康優良シニア認定書を交付し、記念品または商品券を贈呈することとします。認定条件は、満80歳以上の方で介護認定を受けてない人、この2年間医療保険を利用せず、ボランティア活動に参加していることとします。以上が提案となります。答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 新居議員の健康優良シニアの認定、表彰する制度を創設してはどうかということについてお答えをいたします。県内でも若い町といわれております本町においても少子高齢化は確実に進んできており、令和5年末には26.0パーセントであった高齢化率も、将来人口推計によりますと、令和22年には33.3パーセント、令和32年には37.3パーセントになると見込まれております。今後、要支援、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、介護、医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるような取組が重要であると考えております。本町では、健康づくりや介護予防、重症化予防のため、介護予防運動教室や脳若トレーニング教室等をはじめとする様々な取組を進めてきております。新居議員から御提案を頂いております健康優良シニア条件のうち、介護認定状況及び後期高齢者医療保険利用状況について確認しましたところ、令和6年8月現在、80歳以上で介護認定を受けてなく、医療保険を2年以上利用していないという条件に該当する方は、20名程度おいでになりました。この方たちは、日頃から、栄養や運動など自分に合った方法で健康に気を配られているものと考えており、その生活習慣がその方の健康長寿につながっているものと思われまます。医療保険や介護保険につきましては、御本人や御家族に負担を強いることなく、必要なときに必要な医療や介護サービスを受けることが重要であると認識をしております。町といたしましては、健康づくりや介護予防教室に参加していただくことや、フレイルサポーターや生活支援サポーターのように地域の誰かのための活動をしていただくことも、健康づくり、介護予防

のために有効であると考えております。そのために、現在行っている事業について継続して取り組んでいくことが重要であります。さらに、実施内容や参加要件の見直しを行いつつ、より多くの町民の皆様に興味を持っていただき、御参加いただけるように取り組んでまいります。議員御提案の健康優良シニア認定表彰制度につきましては、現時点では実施するとの回答はできませんが、健康寿命の延伸に対する取組のひとつとして参考にさせていただきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。前向きな答弁、ありがとうございました。その中で、本町では、国民健康保険、後期高齢者保険の被保険者の方で、健康づくりを推進する取組として、健康づくり教室への参加などでポイントを貯めて抽選で記念品が当たる健康マイレージという楽しくてすばらしい事業を行っています。これも、何度も繰り返しにはなりますけども、介護保険は2000年7月から制度化され、80歳以上の方は24年以上も保険料を負担していただいています。なぜ、介護保険では健康マイレージのような楽しくすばらしい事業がないのでしょうか。これも併せてお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君起立〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 新居議員の再問にお答えいたします。健康マイレージ事業につきましては、国民健康保険の特定健診の受診率向上のための事業としてスタートしたものというふうに認識しておりまして、現時点で介護保険事業のほうでのそういった趣旨の事業はできておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございました。これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（米本義博君） 昼食のために休憩します。再開は、午後1時からとします。

午前11時49分小休

午後0時59分再開

○議長（米本義博君） 一般質問を再開します。

次に、10番議員小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。理事者は明確な答弁をお願いいたします。最初に、防災対策について伺います。3月議会で、能登半島地震を教訓とした取組について、県とともに課題を分析することで本町に当てはまる様々な課題が見えてきている。特に水の確保、道路啓開、停電対策、通信途絶対策などが課題として挙げられる。長期断水による被災者の健康状態や被災地の衛生環境の悪化、道路寸断による支援の遅れ、長期停電による避難生活の困難、また、通信障害による情報発信、情報収集遅れなど、発災後の応急対応、避難生活に大きな影響を及ぼした。本町として、県が関係機関と立ち上げた断水対策、道路啓開、停電対策、通信途絶対策のワーキンググループに参加し、それぞれの課題を分析した上で今後の災害活動に活用するとのことですが、どのように分析したのか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。本年、元日に発生した能登半島地震では最大震度7を記録し、災害関連死を含む死者、行方不明者は450名、住家の全壊、半壊が2万9,511棟という多くの人命や家屋などへの甚大な被害のほか、ライフラインなどへの多大な被害をもたらす災害でございました。また、多数の被災者が避難を余儀なくされ、被災者は、避難者数は最大5万人以上、被災自治体が開設した避難所数は最大1,500以上にも及びました。さらに、大規模な土砂崩壊などにより道路が寸断され、指定避難所以外の自主避難所や孤立集落が多数発生するとともに、ライフラインや交通インフラへの被害により、住民生活や経済活動にも大きな影響が生じました。この能登半島地震での教訓を踏まえ、県では市町村や関係機関と連携し、道路啓開、停電、断水、通信途絶、避難所運営などの各ワーキンググループを設置し、南海トラフ地震対策の抜本的な検証を行うことといたしました。本町におきましても各ワーキンググループに参加し、今後の災害対応について検討してまいりました。道路啓開については、県の道路啓開計画に基づき、緊急輸送道路などを速やかに道路啓開できるよう、平時から関係機関と

連携していくことを確認し対策を進めております。停電対策については、非常用電源のさらなる確保や燃料備蓄の推進、電力復旧の優先重要施設の確認などを実施することといたしました。断水対策では、水道施設の耐震化の推進、応急給水用備蓄品の確保などの対策を進めることとしております。通信途絶対策については、通信資機材などの整備や、災害時における情報共有体制の構築などを推進することとしております。避難所運営対策については、住民主体の避難所運営に向けた訓練の実施や、トイレやテント、パーテーションなどの避難所のＱＯＬの向上を図ることとしてしております。以上のように、克服すべき課題は山積していますが、来たるべき南海トラフ巨大地震に備え、能登半島地震での教訓を踏まえて本町の災害対策を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。県のワークワーキンググループに参加して、様々な分野で取り組んでいるとの説明を受けました。これ、ひとつ停電対策について伺います。三好市では新庁舎が先日プレオープンし、停電のときに最大7日間は非常用電源で賄われるとのことですが、本町の役場、福祉センターは何日間賄えるのかお伺いします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。先日、三好市の新庁舎が完成したとの報道があったことは承知いたしております。その報道によりますと、市の防災拠点とするため、行政機能を7日間維持できる非常発電設備を設けていると報道であったことは承知いたしております。御質問の、本町の合同庁舎と総合文化ホールについてはどのぐらい維持できるのかという御質問でございますが、災害時、非常時体制におきましては、合同庁舎、総合文化ホールともに、約5日間は維持できるようになっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁いただきまして、5日間維持できるということではございますが、役場庁舎は太陽光発電も備えたので、1日でも長くできるような対策をとっていただきたいと思います。

次に、9日8時20分頃、県内11万戸、藍住町1万7,800戸が一時停電しました。40分くらいと思われるが、高齢者や一人住まいの方は、何の情報もなく不安だったと聞くと、防災無線はなぜ放送しなかったのか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。先月9日、午後8時20分頃に発生しました四国での大規模停電では、本町の約1万7,000戸が停電をいたしました。突然のことで、かつ町民の皆様が電力を多く使用している時間帯に発生した停電であったため、町民の皆様は大変困惑されたことかと思えます。本町では、人的被害、物的被害ともに報告されていないのが不幸中の幸いでした。しかし、停電時に十分な情報が取得できなかった状況となったため、役場へも問合せがあるなど、混乱も生じいたしました。停電直後から私ども担当職員は役場に参集いたしまして、情報収集にあたっていたわけですが、停電の原因や復旧見込みの時間などの不確定な要素が多く、電力会社から十分な情報が得られず、防災行政無線で、町から町民の皆様にお知らせできる十分な情報が得られませんでしたので、防災行政無線での周知は行えませんでした。そのため、町ホームページでは、町民の皆様に正確な情報を取得していただくために、停電時のお問い合わせ先についてと題したお知らせを掲載し、町民の皆様が直接電力会社からの情報収集ができるような対応を取りました。本町といたしましては、今回の経験を踏まえ、停電時における停電状況や復旧状況などの情報収集、そして町民の皆様に対しての情報提供など、より安心感を持っていただけるよう努めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。徳島市や石井町で、高齢者2名が自宅で転倒して救急搬送されたと新聞に載っておりました。先ほどの答弁では、本町にはそういう方はなかったということで安心はしましたが、若い方やスマホを持っている方はライトで対応して、40分間、安心でいけたというような声があります。そして、スマホで四国電力からの報道を聞いて安心したという方もおられますが、高齢者の方、スマホを持ってない方はたくさんおられます。やはりこういう高齢者の方のためにも災害無線、もう、災害というのは急に起こるものでございます。

その点、高齢者対策について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 貴重な御意見ありがとうございます。その点も含めまして、今後、より安心感を持っていただけるよう情報提供などに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） やはり高齢者に向けた温かい施策に取り組んでいただきたいと思います。次に、避難所の備蓄状況について、各避難所、どのように備蓄しているか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。各避難所の備蓄状況についての御質問でございました。本町における避難所等の備蓄状況につきましては、さきの9月定例会において、林議員から同様の御質問がございましたが、本町の災害時の備蓄体制につきましては、県が策定した南海トラフ地震などに対応した備蓄方針に基づき、計画的に整えているところでございます。

この方針では、災害発生後1日目は町民の皆様が持参したもの、2日目は町が備蓄したもの、3日目は県が備蓄したもの。4日目以降は広域支援によるものを活用することとしており、それぞれが準備していく方針となっております。加えて、備蓄計画の基礎となる、本町における大規模災害発生時の避難所での最大避難者数は9,400人と想定されていることから、本町では9,400人の1日分を目標として、各備蓄品目について備蓄数を定め、年次的に整備を進めているところでございます。そこで、さきに小川議員からも資料請求がありましたが、各避難所での備蓄品でございますが、備蓄品の中でも代表的なものをお示しさせていただいて回答させていただいているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、各備蓄品目を避難者の1日分を目標として備蓄を進めており、品目によってはまだ備蓄目標数に達していないものもございますが、これは保存年限に応じて年次的に備蓄を進めているためであり、引き続き目標に向けて、計画どおりに備蓄を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。11月9日の徳島新聞によると、政府は、災害時に設置避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し、水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備蓄品の導入費用を補助する方針とのこと。対象となるのは、トイレカーやトレーラー、段ボールベット、暖房器具、炊き出しセットなど。プライバシーを確保する仕切りのほか、洗濯ができるランドリーカー、シャワーや手洗いなど生活用水の確保ができる給水設備なども生活環境の改善が見られる場合は導入を支援するとのことなので、本町としては今後こういう導入を検討するようなことがあれば、早急に検討すべきでないかと伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 当然、必要なものにつきましては、今後検討してまいりますし、補助金で活用できるものにつきましては、補助金を活用しながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、福祉避難所の備蓄取組状況について伺います。町独自の福祉避難所は文化ホールと中央保育所であるが、各施設、何人の避難があると想定しているか。また、1人につき何日分食料や水があるか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、指定福祉避難所とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特別に配慮が必要な要配慮者の方を対象とする避難所のことでございます。福祉避難所には、要配慮者の方の円滑な利用の確保、要配慮者の方が相談や助言、その他の支援を受けることができる体制の整備、要配慮者の方が滞在するために必要なスペースの確保など、設備や物資、人材などに関して様々な機能を備えるよう法律で規定されているところでございます。本町における指定福祉避難所は現在7か所あり、先ほど議員がおっしゃられましたように、本町では町施設で福祉避難所となっているのは、総合文化ホールと中央保育所の2か所でございます。総合文化ホールは知的障害者の方、中央保育所は妊産婦及

び乳幼児の方を対象としており、それぞれの収容可能人数は、総合文化ホールで226人、中央保育所で104人でございます。備蓄状況といたしましては、飲料、食料とともに1人1日分の食料などを全て避難所で必要となる物資を矢上の防災備蓄倉庫に備蓄しており、総合文化ホールには、中央保育所分と合わせて、避難所利用者の特別なニーズに考慮し、粉ミルクやおかゆ、おむつ、マスクなど食料品や生活用品、プライバシーを配慮したパーテーションなどの備蓄など、安心して避難所生活を過ごしていただけるよう努めているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、子育て支援について伺います。育休を取り、保育所を退所した過去5年間の子供の人数について伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。保護者の育児休業取得を理由に保育所を退所した児童数につきましては、12月2日付けで議員から請求のあった資料でお示しをいたしましたとおり、令和2年度は14名、3年度は0名、4年度は3名、5年度は5名、今年度は11月末時点で0名となっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。令和2年度が14人で、4年度が3人、5年度が5人と、本年度はゼロというようなことになっております。他町村においては育休取ったら保育所を辞めさされたという声もありますが、本町はどういうふうな対策をしているか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 育児休業中の保育につきましては、一定条件の枠を広げ、育児休業の取得を理由とする退所が減少するように努めております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、里帰り出産で 1 か月連続で休み、退所した人数を伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御答弁をいたします。保護者の里帰り出産を理由に保育所を退所した児童数につきましては、議員から御請求のあった資料でお示しをいたしましたとおり、令和 2 年度と 4 年度に 1 名ずつ確認をしております。いずれも、保護者の方から提出された退所届により事由を把握したものでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 資料によりますと、5 年度、6 年度はゼロと。本当に本町が子育て支援に力を入れている要因の成果だと思います。次に、男性が育休を取ったら 2 週間で退所になると、こういうことがあると聞きましたが、これはどうか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 男性が育児休業を取得すると 2 週間で保育所を退所になることについての御質問でございましたが、本町では、一定の条件を満たせば、保護者の育児休業取得後でも保育所の継続利用を認めております。一定の条件とは、保護者の育児休業取得前から保育所を利用する児童であって、家庭の事情で継続利用が必要な場合、出生児童が満 1 歳に達する月末まで利用する場合、年度末に卒園を控える児童の継続利用などとなっており、保育を必要とする事由の変更届出によりその必要性を認定した上で、引き続き保育所の利用ができるものでございます。現在、両親ともに育児休業を取得した場合でも、保育の必要性が認められれば継続利用ができる取扱いとしておりますので、男性の育児休業取得により退所となった事案について、本町では該当がないことをお伝えし、答弁いたします。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、過去 5 年間の途中の待機児童の人数と取組について伺います。5 年間の資料の中で、特に本年度の待機児童の資料を頂きました。4 月から 11 月にかけて、特に 11 月は待機児童が 45 名、隠れ待機が 33 名、78 名と出ておりますが、これはどういう要因で、どういうふうに取り組んでいるか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。まず初めに、議員に、請求をされた資料において、今年度 4 月から 11 月の待機児童についてお知らせをいたしております。その中で、11 月の待機児童について先ほど 78 名というお話がありましたが、隠れ待機につきましては、待機児童数の中に含まれる人数となっております。ですので、11 月の待機児童は 45 名ということで御理解いただきたいと思います。

町といたしまして、5 年間の待機児童数として、隠れ待機を含めた人数をまず申し上げますと、令和 2 年度年度末で 82 名、3 年度年度末で 88 名、4 年度年度末で 102 名、5 年度年度末で 133 名、今年度は 11 月 1 日現在で 45 名となっております。

待機児童への取組といたしましては、これまで保育士の確保による受入人数の調整や保育所新設による定員数の増加など、保育需要の増加対策は講じてまいりましたが、昨年度末までを見ると、毎年、待機児童数は増加する一方でございます。こうしたことから、福祉課では、待機児童解消のために私立保育所の新設や増設を考えており、現在、整備に向けた準備を進めているところでございます。また、国からは、隠れ待機児童対策として審査の厳格化についても示されており、入所申請が本当に保育の必要なケースかどうかを絞り込むために、提出書類の見直しなどが行われる予定です。町としましても、適切な保育認定を含めた待機児童対策に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 中央保育所の過去 5 年間の児童数は何人か、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御答弁いたします。中央保育所の入所児童数につきましては、令和２年度は２０３人、３年度は１２４人、４年度が７９人、５年度は５７人、今年度は１１月末で５８人となっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君） 資料によりますと、先ほど課長から説明を受けましたが、令和２年度が２０３人、６年度は５８人と、数がすごく減っておりますが、この中央保育所、人数を減して幼稚園とか２つの民間委託は考えているか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。町立中央保育所、幼稚園の民間委託についての御質問でございますが、町では、藍住町行財政改革基本計画に基づき、限られた財源や人材を保育事業に有効に活用するとともに、保育サービスや子育て支援事業を充実させるため、平成２４年４月に町立東保育所と西保育所の民間移管を行いました。また、増加する保育需要に対応するため、平成２７年、平成２９年、平成３０年、令和２年にそれぞれ１施設、令和３年に３施設、令和４年に１施設、私立の認可保育所を設置しており、現在、町内には、私立の認可保育所が１０施設、設置されております。近年は、少子化の進行により児童数は年々減少しているものの、女性の就労率の上昇により保育需要は依然増加傾向にあり、年度末には待機児童が発生している状況が続いております。そのため、現在、先ほど福祉課長が答弁でも少し触れましたが、福祉課において、新設保育所、または既存施設を増築し、受入定員を拡充する私立保育所の選定を進めているところでございます。また、町の保育士、幼稚園教諭につきましては、定員適正化計画に基づき毎年新規採用を行っており、正規職員の確保に努めているところでございます。以上、申し上げましたとおり、現在は民間活力の導入による待機児童の解消と保育士、幼稚園教諭の新規採用による町立保育所、幼稚園の継続的かつ安定的な運営に努めているところであり、現時点においては民間委託は考えておりません。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、防犯カメラ設置について伺います。徳島県と藍住町で子供が犯罪被害に遭いにくい環境づくりを目的とし、子供が多く利用する場所など防犯上のポイントとなる地点 10 か所に防犯カメラを設置しているとのこと。また、各施設での防犯カメラの設置、合計 108 台との資料を頂きましたが、これは主に小中学校の登下校の安全対策として設置していると思うが、富吉地区では、道の駅や高速道路に行く裏道として車の通りが多くなり、何か事件が起こらないか心配しているとの声もありました。また、住吉、奥野地区でも、ゆめタウンや大型店舗の開店で買い物客が増え、住民の方々は不安だという声が聞こえてきます。毎日のようにテレビ、新聞等で取り上げられている闇バイト対策、不審者対策として、町内の交通量が増えている所に防犯カメラを設置してはどうか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。防犯カメラの設置についての御質問でございました。まず、防犯カメラの設置については、地域の安全を確保するための有効な施策のひとつであると認識いたしております。しかし、防犯対策は単にカメラを設置するだけでは不十分であり、より効果的な安全対策を実現するためには、総合的なアプローチが必要であると考えております。本町の総合的な防犯対策の取組といたしましては、放課後に合わせて通学路への見守り活動や広報車での町内巡視など、子供や青少年に対する防犯活動を強化しております。また、警察との連携強化も不可欠でございます。地域の警察と協力し、犯罪の未然防止、犯罪発生時の迅速な対応や情報共有を行うことで、より効果的な防犯対策を実現することが可能となります。このたび、役場の敷地内に交番が移設してきたことから、警察のパトロールを含め、今後はより緊密に警察と連携を図ってまいりたいと考えております。加えて、町内の防犯灯の設置、維持管理にも注力し、夜間の視認性を向上させることで防犯抑止効果を高めることができます。明るい環境は犯罪者にとってリスクが高くなるため、これも重要な防犯対策であると考えております。議員御質問の防犯カメラの設置に関してでございますが、本町では、既に学校などの各施設において防犯カメラを設置しており、犯罪の抑止効果もあると認識いたしております。一方で、防犯カメラの設置にはコストやプライバシーの問題も伴います。そのため、これらの課題を考慮しつつ、防犯カメラだけに頼らない多角的なア

ブローチによって、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。
以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今の御答弁によりますと、防犯カメラの設置は考えていないというようなことでありました。今、ほんとに毎日のように闇バイトとか不審者の犯罪が非常に起きております。本町においても、いつ、いかなるそういう問題が起こるかも分かりません。防犯カメラがひとつの抑止力でないかと思えますが、また再度検討いただきたいと思います。次に、高齢者対策について伺います。一人住まいの高齢者などの危険や災害時の緊急時に対して、緊急通報装置に対して、補助金を交付しているとのことですが、何件これがあるか、また、増やす取組はどのようにしているか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。緊急通報装置補助金交付事業は、藍住町高齢者生活支援事業実施要綱により、おおむね60歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯の緊急時の連絡体制の確保を目的に、緊急通報装置を自宅へ設置したり、非常用ペンダントを身につけるなどしたものに対して補助金を交付するもので、平成19年4月1日から実施をしております。現在、補助対象者は15名となっており、補助総額は令和5年度で約49万4,000円でございます。事業利用の取組につきましては、民生委員や包括支援センター、介護保険室、社会福祉協議会などの関係機関との連携により独居高齢者世帯の実態把握に努めており、申請に至る経緯といたしましては、民生委員の声かけや介護保険ケアマネージャーからの提案、親族からの相談など様々でございますが、今後も高齢者が安心して暮らすことができるよう利用周知を行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、災害時の人工呼吸器等の非常時電源装置購入補助はできないか。

○議長（米本義博君） 小川議員。

● 10 番議員（小川幸英君） はい。

○議長（米本義博君） 通告書の順番が違います。

● 10 番議員（小川幸英君） はい。はい、失礼しました。一人住まいの高齢者に、急病や災害の緊急時の対応のためのタブレットを配布してはどうか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 独居高齢者世帯へのタブレット配布について答弁をいたします。高齢者の見守りのためのデジタル化が全国的に進んでいることは承知をしており、県内でも自宅に設置したタブレット端末が異常を感知した場合、民間が運営するコールセンターへ緊急通報するシステムを導入する町がございます。また、情報通信システムの整備が進んだ現在は、スマートフォンなどの端末で利用できる様々な見守りアプリの開発も進み、こうしたアプリを導入する自治体もあると聞いており、一人暮らしの高齢者が増加する中で高齢者の見守りは行政として必要なことだと考えております。先ほどの御質問でもお答えをしましたが、本町でも、独居高齢者への緊急通報装置補助事業を実施しております。24時間体制で見守りを行い、もしものときには自宅訪問による安否確認を行い、希望によって家族への情報提供サービスもございますので現時点においては、この事業の継続を考えております。タブレットの配布の予定は現在のところございません。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、災害時の人工呼吸器等の非常時電源装置購入補助はできないか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。在宅において人工呼吸器を使用する方にとっては、電気供給が止まることは生命の危機に直結することから、災害等によって長時間の停電が発生した場合、在宅避難ができる環境や精神的に落ち着いた状態で避難行動が取れる環境を整備するために、非常時電源装置は必要なものとされております。訪問診療が必要で、在宅人工呼吸器を使用する患者を診る医療機関が当該患者に無償で貸し出す簡易自家発電機の整備に必要な

経費の一部が国より補助される制度があることは存じておりますが、町が助成を行った場合に国などの補助が受けられる制度はなく、全国的な状況によりますと購入費全体の9割から10割を町が助成負担することになり、実施は難しいと考えます。助成につきましては、今後、国や県の動向を注視してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、民生委員の負担軽減を目的としたデジタル化への一人住まいの高齢者支援について伺います。過去5年間の65歳以上の高齢者の人数の資料を頂きました。令和2年度が8,860人から、令和6年度が9,259人と増えております。また、独居者数が令和2年の520人から、令和6年11月末で585人と5年間で68人増えて、民生委員の方々は大変多忙で、なり手が少なくなっていると聞きますが、先ほどは、見回りは必要ということで家庭、自宅訪問しているとの答弁ありましたが、これ、ほとんど民生委員の方に任しているのではないかと思います。その負担軽減のためにも、タブレットやスマホを活用してはどうか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 民生委員の負担軽減を目的としたデジタル化導入につきましては、コロナ禍に検討をした経緯がございます。当時、ICTを活用した民生委員・児童委員の活動等を先進市町の例から取り入れることができればと調査研究等をいたしました。タブレット購入費や個人情報の管理など課題が多く、利用方法の確立ができなかったことが導入断念となった理由でございます。民生委員の地域に根差した活動には、独居の高齢者の自宅訪問もでございます。デジタル化により見守り体制や関わりが希薄になることも懸念されることから、現時点において導入は考えておりません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） デジタル化は考えていないということですが、時代の流れですね、今はもう全国でそういう活用がされておりますので、また、検討していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君）　ここで小休します。午後２時ちょうどから再開します。

午後１時５３分小休

午後２時再開

○議長（米本義博君）　小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、３番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●３番議員（元木春香君）　議長の許可を頂きましたので、一般質問を始めます。まず初めは、今後の保育士相談体制についてです。令和６年３月、６月、９月の定例会において、待機児童や保育士離職、主に保育所の労働環境に重点を置き質問をさせていただきました。町内の認可保育所では年度途中での入所が難しく、待機児童数がゼロとならない状態が続いています。要因のひとつとして保育士不足が考えられ、今後は、改善策のひとつとして各保育施設や保育士の実情に応じた見直しを検討していただければと思います。前回、保育士の持ち帰り仕事の定着や労働環境改善において根本的な改善につながる体制づくりについて質問しましたところ、町からは、自治体に相談しやすい体制整備やモデルケースを参考にした巡回支援事業というものが国の取組でございます。それらも踏まえて、今後、考えてまいりたいと思いますと答弁を頂きました。総務省が令和６年３月に公表した類似団体別職員数の状況によると、藍住町は、一般行政部門で見ると一番少ない職員数になります。保育士不足はもちろんです、そういった職員数が限られた中で、今後、保育現場に寄り添った支援の取組について、どのように進めていただけますか。

○議長（米本義博君）　深見福祉課長。

〔福祉課長　深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君）　御答弁をいたします。これまでに、元木議員からは、保育士の環境改善や保育現場に寄り添った支援の取組について様々な御質問を頂き保育士不足の改善策や保育施設や保育の実情に応じた見直し、保育士の負担軽減に関しては、行政機関が現場に介入し本質的な改善に取り組む必要があるとの御意見もいただきました。町としましては、保育現場における勤務環境の改善や、保育士の不安軽減に向けた各園の取組状況を調査し、全ての園で施設外部者への個別相談体制が整備されていることや、定期的な面談や相談に関する周知、マニュアルの作成など組織的な取組が進められていることについても答弁をいたしました。保育士

が自治体に相談しやすい体制整備やモデルケースを参考にした巡回支援事業等の実施を念頭に置いた取組を進めてまいりたいともお答えをしております。今後どのように支援を進めていくかという御質問でございますが、現在、福祉課において協議を進めている事項について、一部ではございますが、お話をさせていただきます。まず、保育所の抱える一番の悩みとして挙げられる配慮を必要とする児童への関わりにつきましては、専門性の高い機関などとの連携や保育士の処遇改善の一環として加配児童保育に対する町独自の補助事業ができないかと検討中でございます。保育実践力の向上につきましては、他の自治体が入り込んでいる施策を参考に、人材不足解消のためのベテラン保育士による若手保育士サポート体制、保育所の所長経験者などによる子供への接し方や保護者への対応などについて助言、指導を行う保育サポーター制度導入などについて調査研究中でございます。また、全国では様々な方策により保育現場の改善を行った例があることから、これら取組に関しても検討をしていく予定です。令和8年4月には、こども誰でも通園など新たな施策が始まります。これに合わせ、町としましても、保育現場の声を聞きつつ改善取組を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、不登校対策についてお伺いします。昨年度の不登校の小中学生は徳島県内で1,762人、高校生は188名と7年連続で増加し、過去最多となりました。小中学生は全国でもおよそ34万6,000人で、11年連続で過去最多となり、文部科学省は、特別な配慮が必要な子供への学校側の支援が不十分なことが増加の背景にあると分析しています。また、不登校の定義には当てはまらないけれど、そういった傾向のあるお子さんは、その3倍いるともいわれています。徳島県内では、とくしま多様な学びプラットフォームという任意団体がふるさと納税クラウドファンディングで寄附を募り、行政と協働で不登校の状況、相談先や体験談、民間フリースクールの紹介などをまとめた無料情報冊子を作成するという動きがあり、9月に同団体主催で開催された保護者交流会では、本町を含めた各市町村の方が参加されていきました。令和6年6月の定例会では、小川議員が不登校対策について一般質問を行い、答弁を頂いておりますが、少し掘り下げて、教育委員会から学校、家庭への連携した役割についてお伺いしたいと思います。まず、キャロツ子学級についてです。6月の一般質問の答弁で、本町の不登校児童生

徒に対して、キャロツ子学級に在籍し、差し引いた人数が、令和３年ですと不登校人数５７名に対し、キャロツ子在籍人数２０名と、３７名の完全な不登校の子供がおり、令和４年では７１名、令和５年に関しては９６名と、１００名近い人数となりました。中には、自分の生活環境に合うフリースクールなどに通う子もいると思いますが、キャロツ子学級のような支援先を探している御家庭に対して、きちんと認識されているのか、利用する家庭からの意見は運営に反映されているのか、例えば、送迎などの通いづらさやお弁当の持参などが保護者の方にとっては負担になるといった意見が寄せられています。本町として考えられる要因がありましたら教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。まず、議員も御存じのことと思いますが、文部科学省の調査における不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間３０日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由を除いたものと定義されております。この３０日以上欠席といっても、不登校には様々な状況の児童生徒さんがいます。学校へ断続的に登校できている場合もあれば、在宅不登校の場合もあります。キャロツ子学級についていえば、学校とキャロツ子を併用している、キャロツ子へ通級している、キャロツ子へ断続的に通級しているなど個々の状況に応じた通級の仕方があります。学校は、児童生徒にとって、不登校の予兆を捉えられる近い存在です。学校へは通学できているけれども、１日、２日と欠席が増えるような場合は、必ず学校から保護者へ連絡を入れるなどの働きかけが行われています。また、不登校の予兆があり、働きかけが必要であると判断された場合や、不登校になった場合には、学級担任だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係者が児童生徒や保護者と話し合うなどして、個々の状況に応じた支援を考えます。個々の状況に応じた支援となりますと、全ての不登校児童生徒に対してキャロツ子学級への通級が最適ではなく、例えば、ソーシャルワーカーに相談し生活リズムを整えたり、病院でカウンセリングを受けたり、県のライフサポーター事業を利用するなど個々の状況に応じた対応があります。また、議員のところへ送迎や昼食準備などが保護者にとって負担だといった意見が寄せられているとのことですが、こういった意見について担当に確認して

みましたが、そういった運営に関するお声は届いていないようでした。しかしながら、自身の子供たちが通うキャロツ子学級の担当には、保護者が負担に思う気持ちを直接言い出せなかったのかもしれませんが。さて、議員御質問の送迎についてですが、現在は、中学生には自転車通学を、小学生には保護者などによる送迎をお願いしております。負担に思われているのは、小学生保護者の方をお願いしている送迎だと思われます。本町では4つの小学校があり、それぞれの自宅から近い小学校へ通学しています。しかしながら、キャロツ子学級へ通うとなりますと、徒歩での通学が遠いため難しかったり、集団登校ができないといった問題があります。このようなことから、お子様の安全を考えて保護者の方に送迎をお願いしているところでございます。また、昼食の準備についてですが、現在は、それぞれの保護者の方にお弁当などを御準備いただいております。本町は、給食は自校調理で、それぞれの学校で給食を調理しております。給食を学校から配送する手段がなく、また、キャロツ子学級に通う児童生徒数は日によって違うため、不確定な数の給食の確保が難しく、また、アレルギー対応などを考慮すると、給食の実施は難しいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今、次長がおっしゃっていただいた、自転車通学が高学年の子は駄目だということなんですけれども、それも児童生徒のその日の状況や、各家庭の住んでる場所によって、かなり違いがあると思います。それを許可するのか、しないかによって、保護者にとっては、働き方や仕事にも何らかの影響が出てくとも思います。高学年の児童に関しては、自転車通学は選択肢として設けてあげてもいいのかなとは思いますが、いかがですか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 元木議員の再問にお答えさせていただきます。町内の小学校では、3年生の児童に交通安全教室を実施しております。子供たちは、この教室の後、交通ルールを守って、校区内限定で自転車に乗ってお友達の家や公園に遊びに行くことができるようになります。通学の話になりますと、例えば、町内のある小学校では、通学の距離が2キロ以上で保護者からの申出があり、ヘルメットの着用など交通ルールが守れることを条件として、4年生以上の児童に学校長が

許可を出している事例がございます。キャロツ子学級の場合は、先ほど申し上げたように、校区外から通う場合もあり、距離の長さや、1人での通学、お住まいの場所によっては通学路以外の大きな道を通るなど児童の安全に対する不安要素があります。また、通う日時が不定期であれば、保護者との連携が重要になってきます。しかしながら、御相談いただければ、個々の状況に応じて保護者の方と協議し、こういった不安要素を取り除ける状況であれば、実施を検討できるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次の質問です。在籍者数と定期利用している児童生徒数の乖離についてです。6月の質問で小川議員も指摘されていましたが、保護者の方からも同じように、在籍数と利用する稼働数に誤差があり、在籍だけをしてクラスになじめず、その他の居場所を探している家庭が埋もれていないか、定期的に利用されていない子供への対処はどう捉えているのかという声が寄せられています。その質問に対して町からは、本町としては様々な相談窓口を充実させていると答弁を頂きましたが、保護者の方からは、在籍数と継続的な利用をしている関係性や、キャロツ子学級の目的、在り方を明確にしてほしいといった御意見もありました。その点について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。まず、キャロツ子学級についてでございます。藍住町における教育支援センター、いわゆる適応指導教室は、キャロツ子学級という名称で、平成8年11月に設置されました。設置目的は、町立小中学校において不登校状態となっている児童生徒への総合的支援を通じて、不登校問題の解決を図ることでございます。キャロツ子学級では、個々の状況に応じて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のため、相談指導を通して、社会的自立に向け、支援を実施しております。在籍数と通級している人数について説明いたします。11月末時点でキャロツ子学級に在籍している児童生徒数は24名で、11月の1日平均の通級人数は約11名です。先ほどの答弁で申し上げたとおり、キャロツ子学級に在籍しながら学校とキャロツ子を併用している、また、中学生であれば、それぞれの学校に設置している校内教育支

援センターを利用している場合もあります。生活習慣の乱れや児童生徒の持つ様々な特性により、連続して通うことが難しい場合もあります。ほかには、学校にもキャロzziにもほとんど通えていない事例もありますが、本人が行きたいと思ったときに通える場所の選択肢として通える場所を作っておきたいと考え、在籍としている場合もあります。このような状況でございますので、在籍人数と日々に通う児童生徒数とは違いが出ております。キャロzzi学級では、欠席が続いたり長期欠席の児童生徒には、保護者と定期的に連絡を取り、家庭訪問等を行っております。また、6月議会で御報告いたしました、今年度、鳴門教育大学の教授が主体となったNPO法人予防教育科学アカデミーと連携協定を結び、キャロzzi学級に通う児童生徒の保護者からの相談事業を行うこととして準備を進めておりましたが、10月からキャロzzi相談室として本格的に相談事業を開始できるようになりました。相談室では、既に保護者の方からの相談を複数件お受けしております。不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立することがないように関係機関と連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、校内支援センター、サポートルームについてです。町内中学校に設置されている校内支援センターの開所日と開所時間について。藍住中学校のとまり木では毎週火曜、水曜日の10時から1時まで。藍住東中学校のENGAWAでは毎週水曜日のみの10時から2時までとなり、週に1度のENGAWAに通う児童からは、もう少し通いたいと保護者の方からの声もありましたが、同じように回数をそろえることはできないか、お伺いします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。藍住中学校における校内教育支援センターとまり木ルームの開設状況は、火曜日と水曜日の午前10時から午後1時までで、大学院の実習生とボランティア学生や、空いてる時間を利用してスクールカウンセラーの方に対応していただいております。藍住東中学校のENGAWA教室では、青少年相談室の職員が毎週水曜日の午前10時から午後2時まで対応して開催しております。議員御指摘のとおり、開催状況について差異が生じていることは教育委員会としても認識をしております。こういった校内教育支援セン

ターにおいては、専任教員の配置が望ましいと考えておりますが、教員不足の影響もあり、年度途中で教員の欠員が出た場合であっても代替の教員の配置は難しい状況でございます。専任教員などの人的配置が厳しい状況ではございますが、教育委員会としましては大学への協力を引き続き行い、また、令和7年度に予定されている国、県の実施する設置促進強化事業などを利用できるように、町としても積極的に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、各小学校の校内支援センターの設置についてです。町内の教育支援センター、キャロzzi学級では、小学生から中学生まで幅広い年齢の子を対象としており、その年齢差が心を打ち解け合った対話であったり、キャロzziだからこそできた友達がいるといった保護者の方からのうれしい御意見もありました。しかし、実際、日常的に学ぶ場として、小学校低学年の児童と中学生、場合によっては受験生の生徒が同じ空間で学習をすることに懸念をする声や、1日の在籍時間に至っては9時から2時半まで、水曜に限っては9時から12時までとし、加えて、先ほどもお伝えしましたお弁当の持参や、小学校に関しては、高学年の児童も含め、送迎を保護者の方が行うこととされています。そういったことなどから、保護者の方には働き方にも直接的な影響があり、職場の変更や退職を決められた保護者の方も実際いらっしゃいました。また、ほかの自治体の教育支援センターでは、高学年の児童に関しては、自転車通学を許可している事例もあります。国の記載によると、学校に登校するという結果のみを目標にしないことが明記され、6月の一般質問では、不登校児童の支援に対する考え方について、既存の学校教育になじめない児童生徒をどのように受け入れていくのか。また、不登校の児童生徒の状況に合った学びの場を確保するとともに、学校関係者や保護者、必要に応じて関係機関と情報共有し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援をすることが重要である。今後は必要に応じて検討を進めていきたいと堤教育長より答弁していただきました。今後、キャロzzi学級とは別で、各中学校に配置しているとまり木、ENGAWAと同じような役割を持った校内支援センターを各小学校にも配置できるように検討し、進めていただけないでしょうか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。校内教育支援センターについて、県のホームページには、学校には行けるが自分のクラスに入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、校内の空き教室等を活用した居場所のこととなっております。議員御質問のように、現在、不登校の児童生徒数は増加傾向により、その対策が喫緊の課題であることは言うまでもありません。また、小学校時から不登校傾向にある児童の対策は重要であると考えます。現在の町立小学校では、登校してもクラスに入れない児童がいる場合については、いわゆる保健室登校を実施していると聞いております。今後、町立の4つの小学校にそれぞれ校内教育支援センターを設置することについては、不登校児童生徒数の状況を把握しつつ検討する必要がありますが、必要とされる設置場所や人的配置をはじめとする諸環境の整備が大きな課題になると思われます。文部科学省の令和7年度概算要求主要事項を確認してみますと、様々な不登校児童生徒に対する事業が打ち出されております。町としましても、引き続き国の動きを注視し、本町の課題解決に向け、活用可能な事業の検証を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。例えば、この間の答弁で堤教育長が、保健室や図書館の場所を利用して登校してくれる児童もいるというふうにおっしゃってました。例えば、パーテーションなどをして、空き教室がないのであれば、図書室であったり、サポートルームと併用して利用できると思うんですけども、いかがですか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 理想的にはそういった部屋を確保するということが非常に大事であるかと思うんですけども、基本的に、まずひとつには、教室に入れない子っていうのは人の目が非常に気になりますので、図書館とかを、図書室等についても、他の児童が利用する際には、その部屋については、パーテーションしたとしても、なかなか入りにくいということがございます。で、今現在としては、保健室に行っている子供というのは何名かいるっていうふうなことではあるんですけども、現実問題として、子供たちがどっか別室で学ぶということになった場合には、

必ず教職員が1人つく必要がございます。で、現実問題として今、学校は、日本でもそうですけども、徳島県内でも藍住町におきましても、教員の補充というのは十分されている状況ではありません。そういった中で、そういった子供に1人ずつ必ず教職員をつけるっていったことは、非常に今、困難な状況でございます。そういったことからいえば、今、保健室に登校しているというような形が、養護教諭がメンタルの面も含めて配慮しているということからいえば、一番、今の教職員の配置状況からいえば、現実的な対応というふうなことになっているような状況です。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、出席認定についてです。教育支援センターではなじめなくても、別のフリースクールには通うことができる児童や生徒もあり、最近では、本町にも民間のフリースクールが開校されました。こちらのフリースクールでは、ほかの自治体から通う子も出席扱いとして認められており、国の文書による出席扱い等の要件として、義務教育制度を前提として一定の要件を満たす場合や、学校復帰が可能となるよう適切な支援を実施していると評価できる場合、校長が指導要録上、出席扱いを許可できるとされています。事例としては、鳴門市や類似団体の北島町でも、国の方針に基づき、各学校長の判断に任せています。自治体によって違いはあると思うのですが、フリースクールにおける出席認定について、本町での考え方を教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。議員御質問の、学校外の公的機関である教育支援センター、藍住町でいいますと、キャロツ子学級につきましては通級した場合は出席扱いとなります。また、不登校児童生徒が民間施設において相談指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いにつきましては、文部科学省から令和元年10月25日発出されております、不登校児童生徒への支援のあり方についてのうちの別記1に示されているとおり、民間施設における相談指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとなります。さらに、一定の要件につきましても、併せて示されている民間施設についてのガイドラインを基準として判断することとなります。いずれにしましても、同一の民間施設に対して町内の学校

ごとに違った判断とならないように、学校と教育委員会が連携を図る必要があると考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今、藤原次長が言っていた学校の違いつていう懸念もあるとは思いますが、例えば、各6校の校長先生と教育委員会で意見交換などを通して、基準を設けてもらった上で、後はもう、校長先生の判断として進めてもらうような、そういった選択肢があってもいいと思います。あの、冒頭でもお伝えしたように、藍住町、職員や教員も少ないわけです。基準をきちんと決めておけば、ひとつの機関を通す作業の軽減にもつながると思います。各学校ごとに判断ができることだとも思いますが、いかがですか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 再問にお答えいたします。元木議員の今おっしゃっていただいたとおり、藍住町に例えばフリースクールできた場合は、その出席認定、申し出る児童生徒さんがいる場合は、その教育委員会とそれぞれの学校全てで協議する必要があるれば、学校ごとに、また、判断する必要はないと思います。一定の基準を設ける必要はかなり有効な手段と思いますので、そういった場合については、教育委員会とそれぞれの学校が連携して判断をさせていただけたらと思います。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、出席認定を受けるまでの期間の取扱いについてです。出席許可が出るまでのタイムラグがもたないかと、その間に出席した場合は、出席扱いとしてみなされるのかとの保護者からの意見もありますが、その対応について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。指導要録上の出席扱いとすることができると判断した場合には、相談、指導を受けた日まで遡って出席と判断できると考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、学校への担当者の配置についてです。本町では、予兆が見られる児童生徒のサポートは、まず担任の教師が行っています。6月の本町の答弁を保護者の方々に確認していただいたところ、いくつかの声が寄せられました。キャロツ子学級に通う保護者からは、キャロツ子の存在を知ったきっかけは、学校側からの率先的な提案、提案や案内はなく、不登校児家族自らSNSやホームページなどの検索努力の結果だったことや、別の方からは、ソーシャルワーカーや青少年相談室などの相談はなかったようです。また、意見の中では、いくら行政機関が不登校児に対する対策を強化しても、その対策が現場の教職員に浸透されておらず、結果として、対象となる家庭にその情報が利用されることなく終わってしまっているのが実態で、現場の先生方にかかる業務量を考えると、決して担任の先生自身が悪いわけではないと思う反面、一番身近の担任の先生が知らないという事実は、保護者にとっても、さらなる不安にもなり、先生や学校だけでなく、町や行政に対する不信感を抱いてしまう要因になっているように感じていますといった声が寄せられました。こういった背景を踏まえると、教師の経験値などによる対応の差が出ていることや、公平な情報共有ができてない現状が見えてくると思います。保護者の方々からは、代替案として、担任の先生ではなく、各学校ごとの担当者を置いてほしいという強い要望がありました。今後、この声に対する町の認識と対策について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。不登校の予兆があり、児童生徒や保護者への対応が必要であると判断された場合や、不登校になった場合には、学級担任だけでなく、学年主任や教頭などを中心としたチームで対応を検討します。さらに、県の教育委員会から派遣いただいているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門の関係者が、児童生徒や保護者と話し合うなどして、個々の状況に応じた支援を考えます。また、これら担当者が集まり、年5回、藍住町不登校児童生徒対応連絡協議会を中学校校区ごとに開催し、情報連携や共有などを図り支援につなげております。このように経験値の差があったとしてもチームとして支援に取り組んでいるため、担任だけの考えで不登校児童生徒や保護

者に対応しているわけではございません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） すみません。再問します。ちょっと分かりづらかったんですけれども、担当者っていうのは、置いていただけるんですか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 担当者を置くかどうかというお話でしたけれども、基本的に、子供たちの欠席が長引いたりした場合、担任は、学年主任でありますとか生徒指導主任、また、教頭に相談をするというふうな形になっておりますので、特段に担当者というのは置いてありませんけれども、各校でキャロツ子学級とつなぐ担当というのはございます。それと、先ほど、担任から、担任または学校によって保護者の方への働きかけが違うというふうなお話もありましたけれども、子供の不登校の状況というものは、一人一人、全て千差万別ですので、例えば、5日休んだからキャロツ子行きましようとか、1週間休んだからキャロツ子を御案内しますというような形ではございませんので、まずは、担任のほうから、担任がそういう予兆を見つけて、欠席が続けば、管理職、また、生徒指導学年主任等に相談をして、その後、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談をして、そして、キャロツ子学級へつなげていくというふうな形でございます。ただ一方で、先ほどお話のあったように、キャロツ子学級ということの存在について十分広報ができていなかったということについては、教育委員会としても考えていく必要があるとは思っております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） すみません、再々問します。今の答弁だと、担任の先生が、いやそういった、担任の先生が、各担任の先生が、そういった仕組みを把握してるっていう捉え方でいいですか。認識していいですか。担任の先生、各担任の先生が、そういった、何ていうんですか、状況、連携した役割を把握してるっていう認識でいいですか。担任の先生が、各。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 連携を把握しているというよりは、担任のほうから、さっき申し上げたような担当にまず相談をすると。そこから、学校によって、生徒指導であったり、教頭などの管理職が、そういうスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーに相談をしていくというふうな形になっております。学校の中としては、担任としては、まず子供の状況を把握して、先ほど申し上げた学年主任であるとか教頭に、まず相談をしていくというふうな形をとっているところです。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、ICTを活用した学習支援についてです。徳島県教育委員会が教育支援センターを設置している各自治体に向けて、今年9月から来年2月まで、モデル事業として出席扱いにもなるオンライン学習、オンライン学習での通学体験を始めました。キャロツ子学級での利用状況について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。このたびの県から紹介のあったモデル事業、デキタスは、使用するためにオンライン環境が必要であり、クラウドサービスを利用するものであると聞いております。本町の各小中学校における現在の環境は、各学校に設置しているサーバーを利用する環境であり、持ち帰りに適した環境ではありません。これは、キャロツ子学級においても同様でございます。このことから、本町での利用は難しいと判断し、利用なしで回答しております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 来年度以降のオンライン学習の導入について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。本町では、来年度から、第2期GIGAスクール構想に対応した端末や、利用環境の更新を予定しております。現行のサーバー方式からクラウドサービスを利用することとして進められてお

り、実現すれば家庭やキャロツ子学級での端末を使用した学習は大きく前進するものと考えております。端末などの更新と併せて、学習支援システムなどの選定も行うこととなります。不登校児童生徒一人一人の状況に合わせた主体的な学びのため、ICT学習システムの活用に向けて検討してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） すいません、1つだけ再問します。来年度から導入されるという認識で大丈夫ですか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） はい。来年度から、更新ですとか更新の検討を進めてまいりますので、来年度中には、それぞれの端末ですとか環境が整うというふうに考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次の質問にまいります。冒頭でもお伝えしました、とくしま多様な学びプラットフォームが、徳島県の協力を得て冊子を作成しています。不登校や行き渋りのお子さんを持つ保護者の方や、フリースクールの利用など様々な体験談を集約したものになります。冊子は、年度内に5,000部を作成予定で、徳島県としては、多様な学びプラットフォームの活動と連携しながら効果的かつ効率的に取り組んでいくとし、今月6日に行われた徳島県議会の一般質問でも、当事者の子供と保護者に対しアンケート調査を実施し、県としては、不登校の状況を把握しながら、フリースクールと連携して、さらなる支援に取り組む方針ですと言われていました。限られた数の冊子の配布に課題はありますが、今後、本町では、この冊子を必要とする御家庭に届けるために、どのような形で関わり、配布や情報の提供をしていただけますか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。本町では先般、とくしま多様な学びプラットフォーム様が進める不登校の子供と保護者への支援情報を取りまとめる冊子の作成について、県を通してキャロツ子学級の活動概要の情報提供の

依頼がありました。委員会として、こちらの依頼に対しては提供させていただいたところでございます。来年の1月に冊子が完成予定であると聞いておりますが、現時点では、徳島県やとくしま多様な学びプラットフォーム様から、配布先や配布方法についての連絡が来ておりません。したがって、どのような形での関わりになるかは未定でございます。しかしながら、依頼等ございましたら、教育委員会としても、御協力いただける範囲で協力させていただけたらと思っております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、保護者、保護者同士の意見交換会の開催についてです。進路選択や社会的なリスクへの不安などの多くの声が寄せられる中で、保護者の方からは、実際に経験された方の体験談が今後の選択肢につながった。同じ経験をし、乗り切ってこられた保護者の意見や体験談を交換できる場を設置してほしいと要望があります。また、国が新しく始める保護者等への支援、相談支援体制構築事業では、1つの自治体当たり3分の1を必要な費用を国が支援し、保護者への相談支援や広報提供など4つのメニューから自治体の事情に応じた選択ができる支援事業も始まります。県内でも定期的に保護者交流会を開催している自治体もいくつかあり、こういった意見交換の中で、今後の選択肢の広がりへの期待や、子供自身や御家族の不安を和らげ、前に進むきっかけになるかとも思います。今後、教育委員会が主体となり開催できないか、お伺いします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。議員お話の事業につきましては、文部科学省の令和7年度概算要求主要事項にも、保護者支援体制の強化事業として掲げられております。先日、県から、こちらの事業に対しての説明会の案内が来ております。こちら説明会をきっちり聞いて、町に反映させるものであれば、反映させていきたいと考えております。不登校児童生徒への保護者の支援に係る体制づくりが求められております。先の答弁でもお話したとおり、キャロzzi相談室もこういった取組のひとつであると考えております。それで、御質問の保護者同士の意見交換会につきましては、キャロzzi学級では、コロナ禍以前は定期的に在籍児童生徒の保護者を対象とした保護者会を実施しておりました。ここ数年は中

止しておりましたが、来年２月中旬に保護者を再開することとして準備を進めております。また、このときには、保護者の方からの忌憚のない意見をお聞かせいただき有意義な会となるよう職員は準備しております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●３番議員（元木春香君） 再問します。今の藤原次長の答弁だと、おそらくキャロツ子学級に在籍している生徒だけの話だとは思いますが、実際、稼働率を見てみると、やっぱり半分ぐらいだったのかな、在籍数が。はい。なので、キャロツ子学級以外の不登校児の子にも呼びかけられるような支援の方法を考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 再問にお答えいたします。最初の答弁で申し上げたとおり、在籍数に対して、毎日定期的に通級している児童生徒数は１０人、１０人、１１人。約１１人でした。こちらの案内につきましては、通級している児童生徒だけではなくて、在籍している児童生徒の保護者に対しても御案内をさせていただいております。また、キャロツ子学級に在籍していない保護者の方への案内につきましては、今、現段階ではこういった対策、対応ができておりませんが、こちらについても、また、いろんな方法でできないか、また、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●３番議員（元木春香君） 次の質問にまいります。今、藤原次長が答弁いただいたことにも関連するんですが、１２月６日に行われた徳島県議会の一般質問でも、県としては当事者の子供と保護者に対し、アンケート調査の実施や、不登校の状況を把握しながら、フリースクールと連携して、さらなる支援に取り組む方針を示されたところなんです。開催にあたり、専門の民間団体とも連携を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。さきの答弁で申し上げた

保護者会には、NPO法人予防教育科学アカデミーの鳴門教育大学の教授にも参加していただく予定でございます。今後も、他の市町村や団体の取組状況を参考に、また、保護者の皆様のお声を聞かせていただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は3時5分からとします。

午後2時54分小休

午後3時5分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長の許可がありましたので、一般質問通告書に従って、これから一般質問を行います。理事者の方は明確な答弁をまずお願いをいたします。1点目です。気候変動危機から住民の命と暮らしを守る対策をとということで質問させていただきます。気候変動とは、地球温暖化によってこれまで経験してきた気象パターンとは異なる、いわゆる異常気象が増加する現象のことです。これらのことにつきましては、理事者の皆さんはよく御存じのことと思います。資料提供として、事務局のほうにお願いをして皆さんのところにお届けしていると思います。この資料は温暖化が進んだ場合の主な日本の気候変動であります。非常にこの気候変動の結果どのような状況かということがよく一目で分かると思います。年間の平均気温、猛暑日の年間の日数とか、1時間の降水量、積雪、近海の平均海面の水温、沿岸の平均海面の水位。これらを見ていただきますと分かりますように、いかに気候が、そして、温度が上がればどのような状況かということが、お分かりのことと思います。それで、夏、真夏が、猛暑が長く続きました。そして、秋がやってきましたけど、秋はあっという間に過ぎ去りました。この結果、衣料品店を経営されてる方々も、秋物の衣料品が全く売れなかったと。こういう影響も最近出ているわけです。この点で、お互いにやはり今の暮らしや仕事にも大きな影響を与えるということで、これからいくつか質問をさせていただきます。

まず、最近、この異常気象で地球の温暖化がどのように進んで災害が起きてきたかということで、少し藍住町の地理とは若干違いますが、この23年、24年にこんな災害が起きました。御存じのことと思いますが、愛媛県の土砂の災害です。これ2024年の7月11日の夜から12日の朝にかけて、九州及び四国地方に大雨が発生して、12日未明には大雨の影響で愛媛県の松山市にある松山城の斜面が崩れて、ふもとの住宅やマンションを襲い、命を奪うほど、このような被害が出てしまいました。それから、23年7月の14日から7月の16日にかけて秋田県の河川の氾濫です。これも東北地方がですね、大雨襲って、特に秋田県です。ここではもう24時間、降水量が観測史上、今までかつてない記録の大雨だったと。県内各地で河川が氾濫しまして、それによって家屋の浸水とか、土砂崩れが発生いたしました。それから、アメリカでは、ハワイの山火事。これも有名です。これは、23年の8月8日から大規模な山火事が発生しました。島西部の観光地、ここでは多くの人が亡くなって、2,200以上の建物が損壊、約9平方キロメートル、これが焼けるというふうな大きな損害、被害を受けました。これはもう災害の一部です。で、このような状況の中で、いかにして、藍住町として、町民の皆さんの、やはり暮らしや命を守っていくか。この災害対策が必要です。これは非常にすばらしい、藍住町が作っていただいています。少し紹介します。藍住町の第3次地球温暖化対策実行委員会の実行計画ですね。令和3年度から令和7年度、5年間。今、令和6年です。これを見ました。それに沿って、主な取組の具体化について伺います。1つは、新たに公共施設の新設、大規模改修を行う場合には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、この検討を行うと、このような実行計画です。それから、2つ目です。災害時の拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー設備と併せて、畜エネルギー設置のですね、設備の設置を検討すると。自立分散型システムの構築に取り組む方針、このような方針が打ち出されました。これらの点につきましては、小川議員、そして私も、このような立場から質問を重ねてまいりました。そこで具体的な取組について、どのような取組がされてきたのか、少し経緯をお聞かせください。以前、議会で、避難場所となる施設の停電などの対応は、屋上を活用して蓄電機能付きの太陽光発電設備を設置をすべきでないかと、こういうふうな質問を行ってまいりました。これは、1回、2回ではありません。で、そのたびに検討するとかいう、そういうふうな答弁を頂きました。その後の進捗状況、どのようになっているのか、その点お伺いします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。昨年１２月定例会において、林議員から、災害時の拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備の導入について、本町の今後の計画について御質問いただき、町といたしましても災害時に活動拠点となる町有施設への導入を目指し、検討を行っているという御答弁をいただいております。そこで、現在の状況について申し上げますと、令和５年度、昨年度に合同庁舎へ太陽光発電設備等を導入し、本年度は、先月に議決いただきました西クリーンステーションへの太陽光発電設備等の導入を進めており、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて取組を進めているところでございます。来年度以降につきましては未定ではございますが、災害時に避難所となる各施設において、事業実現可能性について検討を行っているところでございます。太陽光発電設備等の導入には多額の予算が伴うことから、事業実施にあたっては町の財政運営に極力負担とならないように配慮し、適正な事業実施に努めていく必要がございます。このため、引き続き様々な観点から検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●１１番議員（林茂君） 再問いたします。今、答弁いただきました。少しずつ前進されていっているということは、よく分かります。そこで、具体的なスケジュール、施設はこのような年次計画でしていきたいと。そういう具体的な少し方針なり、提示をしていただくような、そういう考え方はありませんか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 現段階において具体的にいつ、どうすると、具体的なものはございませんが、繰り返しなりますけれども、引き続き様々な観点から検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） ぜひ、財政との絡みもありますので、具体的なスケジュールを検討して、そして、次の質問のときには答弁していただけるようお願いを

します。それでは、その次の質問に入ります。実行計画の中で、電気自動車をはじめとするエコカーの積極的な導入に努めるとともに、その利用を促進、推進するとの、このような方向が明らかになっています。現在、藍住町が保有する自動車の状況、最近５年間で購入した自動車の状況を伺います。これは資料請求をしました。そして、タブレットにこの資料の請求の自動車等が掲載されてますので、それに沿って少し簡単に答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。今、資料請求の回答を御覧いただいているかと思しますので、それに沿った形でお答えをさせていただけたらと思います。本町が保有する自動車の状況、最近５年間に購入した自動車の状況についてお答えをさせていただきます。趣旨といたしましては、エコカーの積極的な導入というところが趣旨だったかと思しますので、その点を踏まえて答弁をさせていただきます。まず、エコカーについてなんですけれども、低燃費で排出ガスが少なく環境性能に優れた車のことで、具体的には、ハイブリッド車、電気自動車など様々な種類がございます。本町といたしましては、温室効果ガス排出量削減への取組施策のひとつとしてエコカーの導入を掲げているところでございます。その上で、まず、本町が保有する自動車については、現在６８台保有しております。その内訳を申し上げますと、ガソリン車が５５台、ディーゼル車が１３台あり、ガソリン車の内６台はハイブリッド車でございます。また、この５年間で購入いたしました自動車は１８台であり、その内訳を申し上げますと、ガソリン車が１４台、ディーゼル車が４台で、ガソリン車の内２台はハイブリッド車でございます。さらに、今年度は既存の自動車の老朽化に伴い電気自動車を１台導入することといたしております。電気自動車は、温室効果ガスの排出削減に加え、災害時には走る蓄電池としての活用も期待できます。今後につきましても取組のひとつとしてエコカーの導入に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） 今、答弁いただきました。エコカーの導入はこれからかなりの買換えへの車両がありますので、順次、電気自動車をそういう意義から購入を進めていただきたいと思います。今回、資料請求をした中で少し気になったのが、

公用車両の20年の4月1日から2024年の12月の1日まで。これ、具体的にどこの所属か。それから、登録の年月日、車両の種別、燃料型式、それから、購入先、購入の費用額ですね、金額。このような掲載をしていただけてます。これの件につきまして少し物品購入になると思うんですね。それで、この点で見えますと購入先がL M a g i cが多いと思われます。これは2024年の保健センターから地域包括センター2023年、軽自動車の購入ですね。全体で見えますと、9台、9台ぐらいがL M a g i c と思うんです。で、物品の購入ですから、これは藍住町のいわゆる財政、財政の規則から、原則は金額が80万以上ですね財産の購入で。そうしますと財務規則の112条の2で、この点では入札を。

○議長（米本義博君） 林茂君。これは、再問でよろしいですか。

●11番議員（林茂君） いや、新たにです。

○議長（米本義博君） 新たには、通告書にありません。

●11番議員（林茂君） ほな、再問です。

○議長（米本義博君） はい。

●11番議員（林茂君） はい。関連しとんで、いいんと違いますか。

○議長（米本義博君） 再問でしたら、質問席のほうでですね。新たな質問じゃないんで。

●11番議員（林茂君） 失礼しました。ほな、続きいきます。

〔林議員、質問席へ移動する〕

〔聞き取れない声あり〕

〔林議員、「いいですか。」の声あり〕

○議長（米本義博君） はい。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） はい、すみません。今、若干、話をしました。そして、藍住町の財務規則、先ほど言いました。で、契約の種類及び金額では、工事の請負は130万未満、財産の購入80万以上ということです。なぜ、この問題かといいますと、前回、学校の教科書、教師の随契でありました。金額。その点で、この今回の自動車の購入の問題ではどうかと。随契か入札かと。その点。

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 一旦小休します。

午後3時24分小休

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） それでは、次の質問に入ります。前議会で、太陽光発電設備の設置への助成は、現在、導入を見送る。このような方針の答弁がされました。世界中の国が太陽光発電を推進している一番の理由は、地球温暖化対策です。今のまま化成燃料、石炭、石油、天然ガスを使い続けると、二酸化炭素の排出を抑制しなければ、地球環境を破壊をしますと。それも遠い未来の話ではなく、ほんの 30 年、40 年後のことです。町として地球温暖化を阻止するためにも、重点施策としての取組を提案をします。これは、今までも提案をしました。太陽光発電設備に対する補助金、電気自動車購入に対する補助金、蓄電池、太陽光発電設備とセットで行うと。1 から 3 の事業を行う事業者を募集をして登録をしてもらおうと。このことは地元業者の仕事を増やすことにつながりますので、ぜひ実施をしてほしいと。今、提案した内容は、既に北島町で実施をされています。で、他町で実施しているものが藍住町でできない。このようなはずはないというふうに考えています。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 太陽光発電設備、電気自動車に対する補助に関する御提案についてお答えいたします。まず、太陽光発電設備につきましては、地球温暖化対策としての重要性は認識しておりますが、これまで答弁いたしましたとおり、太陽光発電設備には、様々な課題が指摘されております。具体的には、住宅密集地における近隣に対する反射光や反射熱の影響、また、設置に係る初期費用や維持管理に必要な経費など、経済的負担が懸念されております。さらに、太陽光パネルの廃棄時に生ずる環境負荷や多大な処理コストが問題視されています。太陽光発電設備の設置につきましては、個人や企業が利点や問題点を総合的に踏まえた上で導入されるものと考えており、町が設置を推進するための助成については、現時点においても導入は考えておりません。

次に、電気自動車につきましては、排出ガスゼロで環境に優しいという利点がありますが、充電スタンドの整備が十分ではないなど利便性に問題があります。予算

や財政効率性、技術支援など多くの検討事項がある状況では、補助金制度の創設については慎重にならざるを得ませんので、今後の情勢や技術革新を注視し必要に応じた検討を進めてまいりたいと思います。また、蓄電池についても太陽光発電設備と同様に現時点では導入を見送る方針です。以上、それぞれの助成の実施が難しい状況では事業者の募集や登録には至りませんが、大切な地域資源が有効に活用される機会の到来に対応できるよう情報収集等に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。再問いたします。今、答弁いただきました。環境省が進めてますね。それに反論をするような今、答弁でした。他の自治体で、なぜやっているのか、どういう効果があるのか、そういうことも一度つぶさに調査研究していただけないですか。検討ぜひお願いします。また、質問させていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。答弁は。

●11番議員（林茂君） あ、いいです。

○議長（米本義博君） いや、答弁を必要としない質問をしないでください。

〔林議員、「ほな、答弁してください。」の声あり〕

〔発言する者多し〕

○議長（米本義博君） いや、質問してないのに、どうやって答弁するんですか。

〔聞き取れない声あり〕

〔林議員、「いや、検討してくれって言うた。」の声あり〕

○議長（米本義博君） あ、の、毎回、毎回言います。ルールに沿って質問してください。

〔聞き取れない声あり〕

〔林議員、「次、質問します。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 次の質問するんだったら、前へ登壇してください。

〔林議員、「今の間違っちはいないと思うんですけど。」の声あり〕

○議長（米本義博君） はい。

〔林議員、「今、私がこういうふうな提案をしたのは、間違っていないと思うんです。」の声あり〕

○議長（米本義博君） であれば。

〔林議員、「計算してくれと。」の声あり〕

○議長（米本義博君） であれば、答弁を求める質問の仕方をしてくださいと言ってるんです。

〔林議員、「ああ、分かりました。はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） できますか。

〔林議員、「えっ。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 答弁を求める質問ができますか。

●11番議員（林茂君） ああ、ああ、できます。

○議長（米本義博君） はい。してください。

〔林議員、「もう一度言います。」の声あり〕

○議長（米本義博君） はい。

●11番議員（林茂君） 今、答弁していただいたんですが、環境省は、太陽光発電、自動車等、蓄電池も積極的に進める方針です。藍住町は、いろいろ理由を言いまして、なかなか進めるような気配はありません。ですから、他町のそういう普及をしているところの調査研究もして検討してほしいと、こういうことを言うたんです。答弁を求めます。

〔林議員、「ほんで、ええんですね。」の声あり〕

○議長（米本義博君） それは意見です。

〔林議員、「意見ですか。」の声あり〕

○議長（米本義博君） だから、町としてどう今後、検討してもらえますかとか質問をしてください。

〔林議員、「調査研究してほしいって言うたでしょう。」の声あり〕

○議長（米本義博君） それは要望です。

〔林議員、「えっ。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 要望です。

〔林議員、「要望になるんですか。」の声あり〕

○議長（米本義博君） はい。

〔林議員、「できるように、ひとつしてください。これで、これはどんなんですか。ほな、してくれますか、ですか。」の声あり〕

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 考えてもらえないのでしょうかとか、尋ねるようにするの

が質問です。

〔林議員、「そうは思わんのやけどね。まあ、いいです。はい。次の質問いきます。」の声あり〕

○議長（米本義博君） もう次の質問へ進んでください。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） それでは、次、藍住町の敬老祝い金について。敬老祝い金なんですけど、いろいろこれ問題がありました。敬老祝い金の誤送した案内のお詫びで、対象者全員に速達費用の 147 万 8,000 円を使うと。こういう役場のずさんな仕事が町民の皆さんの怒りを買いました。いろいろこのような問題点はありましたが、3,000 円の商品券を受け取った町民の方は喜んでいました。だが、残念なことに近所の方で商品券を受け取っていない方も何人かおいでになりました。それで電話をしたらどうかということで、私のほうからアドバイスしたら、どうも郵便局で預かっていたと、こういう事例もございました。それで、郵便局に預かっていたということは不在者通知か何かもらいませんでしたかと言ったら、それはなかったと、このような意見でありました。それで、具体的に敬老祝い金支給の対象者数とその費用額はいくらでしたか。受け取った方の人数、そして、受け取っていない方の人数について伺います。で、まだ受け取っていない人については、どのような理由でその方は受け取っていないのか。この点、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御答弁をいたします。敬老祝券事業は、藍住町福祉に関する条例第 2 条で定めた事業で、75 歳以上 99 歳以下の高齢者へあいずみ商品券を贈呈するものでございます。今年度の対象者は 4,456 人、商品券発行額は 1,336 万 8,000 円で、12 月 1 日現在、4,387 人にお受け取りを頂き現在 81.4 パーセントの使用率となっております。また、現在お受け取りをされていない 69 人の方につきましては、郵便局が配達を行った 2 回とも御不在であったため福祉課が保管をしているものが 30 件。宛所なしで返却され、所在調査をいたしました但し回答のなかったものが 12 件。町外施設等に入所、町外で生活をしているため非該当となったものが 9 件。死亡、転出によるものが 18 件でございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、再問いたします。使用率も本当にあれですね、多くの方が利用されて、今回の、その点では非常に多くの町民の皆さんが喜んでおられます。現在の状況を見てみますと、物価の高騰とか介護保険料、後期高齢者の医療保険も高くなってます。お年寄りの暮らしも大変なんで、来年度は敬老祝い金を引き上げること。これは強く、はい、申します。どのように考えておられるか、答弁願います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 質問と違うんですけど、費用を上げるっていう考えはないですかという質問なんで、関連してると認めて、今、どう考えてるかなどの答弁をお願いします。

深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） お答えいたします。敬老祝い金の金額に関しましては、先ほども申し上げましたように、藍住町福祉に関する条例で定められております。今後、この金額を上げるとなりますと、条例改正から始めなければなりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、次の質問、带状疱疹のワクチン接種費用助成について質問をいたします。带状疱疹は、体内に潜伏していた水ぼうそうと同じウイルスが加齢や疲労などによる免疫力の低下で活性化され、痛みを伴う水ぶくれが大量に現れる皮膚の疾患です。带状疱疹は特に50代以上から80歳までには3人に1人が発症するといわれています。带状疱疹ワクチンの接種費用は生ワクチンの1回8,000円程度、不活性化ワクチンは1回2万2,000円程度との高額であり、その上、2回接種しなければなりません。全国で2024年に制度の創設した自治体は、707区市町村ございます。徳島県でも助成が進んでいます。徳島県内では御存じのことと思いますが、佐那河内村、海陽町、上板町が実施をしています。行政として町民の健康を守る大切な役割があります。ワクチン接種で病気を防ぐ、苦しむ町民が生じないように、藍住町も接種費用を助成することを強く要望し

ます。で、以前、議会の答弁では、実施しないと答弁されましたが、そんな冷たいことを言わないでください。他町でも、今ほど紹介しましたように実施をしていますので方針転換をしてください。答弁伺います。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの林議員の御質問に対し答弁させていただきます。带状疱疹ワクチンについては、現在、医療機関で任意接種として行われ、費用は全額自己負担となっております。御質問の带状疱疹ワクチン任意接種への助成は現在予定しておりません。１２月に入り一部報道で带状疱疹ワクチンに関する情報も出ているようですが、国の正式な最新の公表は令和６年７月１８日、厚生労働省の第６１回厚生科学審議会の内容です。そこでは、带状疱疹ワクチンを定期接種に用いるワクチンとする方向性であることは示されていますが、正式に決定されたものではございません。今後も町としては国の方針に基づき対応したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） それでは、最後の質問をいたします。４点目です。南海トラフに備えて住宅耐震を進めるために質問をいたします。藍住町では、耐震化に向けた取組の中で、町が町民からの声として、耐震化に向けた課題では、耐震診断や耐震改修をしない理由としては、全世帯とも関心がない、高齢世帯では後継者がいないため改修しても仕方がない、このような意見が多いと。高齢者世帯以外の一般世帯では、経済的な理由が挙げられています。ですから、従来の耐震事業計画をぜひ見直していただくことが必要だと思います。それで、資料を議会の事務局からタブレットのほうにお送りしています。少しそれを見ていただいたら。主な地震の被害額等の推計が出てますのでこれを少し見ていただけたらと思います。能登半島の地震、熊本地震、東日本の大震災、阪神大震災、これは内閣府とか兵庫県の推計による被害額の推計です。金額がもう、もう桁違いに大きいわけです。ですから、いかにこの被害が大きかったかということを物語っています。耐震性がなぜ必要なのかということで、この点でちょっと、徳島新聞で１１月の２８日、４面で出されました。この記事では、ためらう高齢者を後押しをするために、補助の拡充。自治体は、申請書がどんどんと増加をしていると。それで、この調査の結果を見てますと、

日本建築学会が、珠洲市と輪島市、それから穴水町を、木造建築約5,000戸を、5,000棟を調べると、1981年の6月に導入された新耐震基準の建物は倒壊率が5.4パーセント。それ以前の建物は19.4パーセントだったに比べ大幅に少なかったと。ですから、いかに耐震診断、耐震改修が必要なのかということで、国土交通省は現行耐震基準の有効性が示されると結論づけ基準適合した耐震物件の普及を急ぐと。こういうことを国土交通省は発表しています。この点では、高知県の自治体の動きも活発で、34市町村のうち24市町村が24年度から、90万円から120万円ほどだった耐震改修の補助額を165万円に引き上げた。これで、ものすごく申込みが広がった。こういう最近、いわゆる能登半島地震の教訓が生かされてるんです。その点で、質問の中身です。それで、災害が起きてからは遅すぎます。事前の対策、公共投資が必要です。町は、町民の経済的な負担を軽減する施策が求められています。財政力がある藍住町でできないことはありません。次のことについて実施を求めます。耐震診断の費用3,000円の無料化。耐震支援の改修支援事業の工事費の上乗せ額の増額。家具転倒防止の取付け無料化をすること。住宅リフォームの助成事業の創設などの実施をすること。以上の取組について今までも提案をしてまいりました。この提案が実施できない場合はその理由について答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。住宅耐震に関して4点、御提案いただきました。まず1点目の木造住宅耐震診断支援事業の無料化についてですが、これまでも同様の御質問を頂いておりますが、現在も方針は変わってはおられません。耐震化を進めていく取組として県内の一部では耐震診断の自己負担を無料にして実施している自治体もありますが、本町といたしましては無料そのものが必ずしも耐震化推進のインセンティブになっているとは認識いたしておりません。ですので、本町では耐震診断の無料化ということではなく、まずは、町民の皆様の防災に対する意識を向上するための取組として、戸別訪問や防災出前講座を通して、直接、町民の皆様に耐震化を促し、あるいは防災訓練やイベントで耐震相談を実施するなど意識の向上に努めているところであります。2点目の木造住宅耐震改修支援事業の補助金の増額についてでございますが、こちらにつきましては、本年9月定例会において事業1件当たりの補助金額、最大100万円であったとこ

ろ、倍増の２００万円とする補正予算を議決いただいておりますので、改めて申し上げます。３点目の家具転倒防止器具等を取付け支援事業についてでございますが、１点目の木造住宅耐震診断支援事業と同様に無料化そのものが事業推進のインセンティブになっているとは認識いたしておりません。引き続き、周知啓発などこれまでの方針を継続して進めてまいりたいと考えております。最後の４点目ですが、こちら本年３月定例会において同様の御質問を頂いております。本町におきましては、現在のところ、御質問にある住宅リフォーム事業についての予定はいたしておりません。まずは、補助金を倍増した木造住宅耐震改修支援事業に注力し、耐震化を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） それでは、次の質問に行きます。１１月の２８日の徳島新聞の１面に、耐震改修、７０歳を超えたら出費が不要ということ大きな見出しで掲載されています。この件につきましては、課長にも、これについてどのように受け止め考えるのかということで話をしたところです。これを見ますと、とりわけ、これから市町村の改修費の補助を受けるのが条件になると。こういう条件付きなんです。ですから、この耐震改修を市町村がいかに取り組むかが、もう鍵になってくると思うんです。この点で、どのように考えてるのか。かなり条件はいいと思うんです。融資の利払いは国が負担をすとかですね。ですから、この点をどのように考えて町民の皆さんに周知をしていくのか。せっかくいい制度ができたわけですから、この点、答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。議員の御質問で、１１月２８日の新聞報道、私も拝見いたしまして承知しておるところでございます。で、その考えとか周知についてどうなのかという御質問でございますけれども、現在のところ、国などから正式な通知などがございませんので、具体的な答弁はいたしかねますが、その上で申し上げますと当然のことではあります、国などから新たな制度の周知などがあつた場合にはその事業内容を精査、検討した上で事業実施の可否について決定していくこととなります。そのため、本制度につきましても、今後、国などから正式な通知がございましたら事業内容を精査し検討してまいらるこ

とになります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（米本義博君） 以上で、通告のありました6名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、12月13日から12月16日までの4日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、12月13日から12月16日までの4日間を休会することに決定しました。

なお、次回本会議は12月17日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日はこれで散会します。

午後4時2分散会

令和6年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和6年12月17日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
-------	-------	--------	-------

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	局長補佐	細川 佳代
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
監査委員	林 健太郎
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|---|--------------------------------------|
| 第1 | 議第70号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第2 | 議第71号 | 令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について |
| 第3 | 議第72号 | 令和6年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について |
| 第4 | 議第73号 | 指定管理者の指定について |
| 第5 | 議第74号 | 監査委員選任の同意について |
| 第6 | 議第75号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算（第6号）について |
| 第7 | 議第76号 | 令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算（第2号）について |
| 第8 | 議第77号 | 令和6年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算（第2号）について |
| 第9 | 議第78号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第10 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

令和 6 年藍住町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 7 日

午前 1 0 時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果、令和 6 年度定例監査及び財政援助団体等監査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（米本義博君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、議第 7 0 号「令和 6 年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第 4、議第 7 3 号「指定管理者の指定について」までの 4 議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第 7 0 号「令和 6 年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第 7 3 号「指定管理者の指定について」までの 4 議案を一括して採決します。

お諮りします。議第 7 0 号「令和 6 年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第 7 3 号「指定管理者の指定について」までの 4 議案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔新居議員、「異議あり。議長。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 新居議員。

●2番議員（新居純一君） はい。私は、これまで町長から提出された69議案について、全て賛成してまいりました。が、議第70号、令和6年度藍住町一般補正予算のうち、3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、社会福祉総務費で計上されている福祉に関する条例に基づく敬老祝い券事業の役務費、郵送料148万円4,000円について異議があります。今回、75歳以上の町民の皆さんへ敬老祝いとして、あいずみ商品券3,000円分と、給付額と違う案内状を送付して、約4,500人もの多くの高齢者の皆さんに御迷惑、御心配をおかけしました。私のところには、多くの高齢者の方から、祝い状は町長名なのに、わび状は事務連絡で福祉課長名なのは、どういうことだ。こんな失礼なことがあるか。町長は、このことに対して責任を感じているのか。おわび状送付の郵送費はどうするのか。などの声がありました。

○議長（米本義博君） 一旦小休します。

〔新居議員、「はい。」の声あり〕

午前10時3分小休

午前10時38分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

ただいま上程されております4議案のうち、一部の議案で異議がありますので、この採決は起立によって行います。

○議長（米本義博君） 議第70号「令和6年度藍住町一般会計補正予算について」は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立多数です。したがって、議第70号「令和6年度藍住町一般会計補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 次に、議第71号「令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立多数です。したがって、議第71号「令和6年度藍住

町特別会計介護保険事業補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 次に、議第７２号「令和６年藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立多数です。したがって、議第７２号「令和６年藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 次に、議第７３号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立多数です。したがって、議第７３号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） ここで、このたび、監査委員の任期満了に伴い、林監査委員が退任されますので御挨拶をお願いします。

林監査委員。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） 議長のお許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げます。私、この１２月２４日をもって２期目となる監査委員の任期満了を迎えることとなりました。８年間大変お世話になりありがとうございました。平成２８年１２月から２期８年、監査委員制度の趣旨にのっとり微力ながら町民の皆様のために各種監査を実施してきたものと自負しております。２期にわたり職務を全うできましたのも、ひとえに議員の先生方、理事者、町職員の皆様より賜りました御指導、御協力のおかげでございます。改めて心よりお礼申し上げます。結びに、藍住町のますますの御発展と皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが私からの退任の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（米本義博君）　ありがとうございました。

○議長（米本義博君）　日程第５、議第７４号「監査委員任命の同意について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　議長から提案理由の説明を求められましたので、議第７４号「監査委員選任の同意について」説明を申し上げます。

ただいま御挨拶がありましたように、監査委員の林健太郎氏が１２月２４日の任期満了をもって退任されることとなりました。つきましては、次の者を藍住町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意をお願いするものであります。氏名等を申し上げます。氏名、塚原喬。選任年月日は令和６年１２月２５日であります。以上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君）　議第７４号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、議第７４号「監査委員任命の同意について」は、氏名、塚原喬氏を選任同意することに決定しました。なお、選任年月日は令和６年１２月２５日であります。

○議長（米本義博君）　ここで、塚原喬氏がおいでになりますので、御挨拶をお願いします。

〔塚原喬氏、入場、登壇〕

◎塚原喬氏　ただいま監査委員に選任同意をいただきました塚原喬でございます。選任の御同意ありがとうございます。監査委員になりました上は、監査委員制度の趣旨にのっとりまして、微力ながら職務を全うしていきたいと考えております。しかしながら、コロナ後の財政事情や地方を取り巻く環境も厳しい状況にあり、地方公共団体の真価が問われている中、責任の重大さを痛感しているところでございま

す。議員の皆様、理事者の皆様、御指導、御鞭撻を切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔塚原喬氏、退場〕

○議長（米本義博君） 日程第6、議第75号「令和6年度藍住町一般会計補正予算第6号について」から、日程第9、議第78号「職員の給与に関する条例の一部改正について」までの4議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、ただいま上程されました議案について、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議第75号「令和6年度藍住町一般会計補正予算（第6号）について」は、歳入歳出とも5,900万円を追加し、予算総額を132億9,800万円とするものであります。歳出補正の内容といたしましては、人事院及び県人事委員会の給与等の改定勧告に基づき一般職に係る給与等の引上げ改定に伴い5,900万円増額するものであります。歳入補正といたしましては地方交付税で5,900万円増額するものであります。

議第76号「令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算（第2号）について」は、歳出補正により予算総額を31億6,132万9,000円とするものであります。歳出補正の内容といたしましては、地域支援事業費の一般管理費の共済費を20万円増額し職員手当等を20万円減額するものであります。

議第77号「令和6年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算（第2号）について」は、歳出補正により予算総額を5億1,153万8,000円とするものであります。歳出補正の内容といたしましては、総務費の一般管理費の共済費を24万3,000円増額し役務費を24万3,000円減額するものであります。

議第78号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の一般職の給与等に係る人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき、本町の職員についてもこれに準じて改正することが適当と考えるため、条例の一部改正を提案す

るものであります。改正の内容は、給料表については初任給をはじめ若年層に重点を置き平均で約3.0パーセント引き上げるほか、期末勤勉手当については年間の総支給額を0.1月分引き上げるものであります。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休します。

なお、議案の補足説明については、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時50分小休

〔小休中に小川理事兼総務課長、大地健康推進課長、小川理事兼総務課長、補足説明をする〕

午前11時1分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第75号「令和6年度藍住町一般会計補正予算（第6号）について」から、議第78号「職員の給与に関する条例の一部改正について」までの4議案を一括して採決します。

お諮りします。議第75号「令和6年度藍住町一般会計補正予算（第6号）について」から、議第78号「職員の給与に関する条例の一部改正について」までの4議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第75号「令和6年度藍住町一般会計補正予算（第6号）につい

て」から、議第78号「職員の給与に関する条例の一部改正について」までの4議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（米本義博君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。
高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月定例会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。去る3日の開会から本日までの15日間にわたり、提案申し上げました議案につきまして十分御審議をいただき、全議案を御承認いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問等におきまして、防災対策や子育て支援をはじめ、高齢者福祉、教育環境、さらには地球温暖化対策など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねて御礼を申し上げます。今後も住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。また、林監査委員におかれましては、就任から2期8年にわたり、公正な立場で本町における行財政事務事業の監査に御尽力いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後、ますますの御活躍と御健勝を心よりお祈り申し上げます。

最後に、令和6年も余すところ、僅かとなってまいりました。本席御同席の皆様方、また、全ての町民の皆様にとりまして新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし閉会にあたっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（米本義博君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和６年第４回藍住町議会定例会を閉会します。

午前１１時５分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

藍住町議会議長　　米本　義博

会議録署名議員　　森　　志郎

会議録署名議員　　栗島　和義